

新旧対照表

○ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日 神奈川県条例第35号）

改 正	現 行
目次	目次
第1章 総則（第1条・第2条）	第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 指定事業所の設置等の手続等	第2章 指定事業所の設置等の手続等
第1節 指定事業所の設置の許可等（第3条～第15条）	第1節 指定事業所の設置の許可等（第3条～第15条）
第2節 削除	第2節 <u>環境配慮書の提出等（第16条・第17条）</u>
第3節 <u>環境管理事業所等（第18条～第24条の2）</u>	第3節 <u>環境管理事業所（第18条～第24条）</u>
第3章 事業所等における公害の防止	第3章 事業所における公害の防止
第1節 大気汚染及び悪臭（第25条～第27条）	第1節 大気汚染及び悪臭（第25条～第27条）
第2節 水質汚濁（第28条～第31条）	第2節 水質汚濁（第28条～第31条）
第3節 騒音及び振動（第32条～第33条の2）	第3節 騒音及び振動（第32条・第33条）
第4章 指定事業所等に対する命令等（第34条～第36条）	第4章 指定事業所等に対する命令等（第34条～第36条）
第5章 事業所における環境負荷の低減等	第5章 事業所における環境負荷の低減
第1節 <u>環境への負荷の低減（第37条・第38条）</u>	第1節 <u>公害の発生要因の低減（第37条・第38条）</u>
第2節 化学物質の適正な管理（第39条～第42条の3）	第2節 化学物質の適正な管理（第39条～第42条）
第3節及び第4節 削除	第3節 <u>廃棄物の発生の抑制及び適正な処理（第43条・第44条）</u>
第5節 環境に係る組織体制の整備（第47条・第48条）	第4節 削除
第6章 特定行為の制限等	第5節 環境に係る組織体制の整備（第47条・第48条）
第1節 <u>屋外における焼却の制限（第49条）</u>	第6章 特定行為の制限等
第2節 <u>炭化水素系物質を使用する作業の制限（第50条・第51条）</u>	第1節 <u>屋外燃焼行為の制限（第49条）</u>
第3節 船舶からの排煙の排出の制限（第52条）	第2節 <u>炭化水素系物質を使用する作業の制限等（第50条・第51条）</u>
第4節 拡声機騒音の規制（第53条）	第3節 船舶からの排煙の排出の制限（第52条）
第5節 飲食店等における夜間騒音の防止（第54条～第56条の5）	第4節 拡声機騒音の規制（第53条）
第6節 削除	第5節 飲食店等における夜間騒音の防止（第54条～第56条の5）
第7章 土壌、地下水及び地盤環境の保全	第6節 <u>屋外作業に伴う騒音及び振動公害の防止（第57条）</u>
第1節 土地の区画形質の変更に伴う公害の防止（第58条～第58条の6）	第7章 土壌、地下水及び地盤環境の保全
第2節 特定有害物質使用地の適正管理（第59条～第63条の3）	第1節 土地の区画形質の変更に伴う公害の防止（第58条）
第3節及び第4節 削除	第2節 特定有害物質使用地の適正管理（第59条～第63条の3）
第5節 地盤の沈下の防止（第73条～第86条）	第3節 <u>特定廃棄物処分場敷地等の適正管理（第64条～第68条）</u>
第8章 自動車の使用に伴う環境負荷の低減	第4節 削除
	第5節 地盤の沈下の防止（第73条～第86条）
	第8章 自動車の使用に伴う環境負荷の低減

改 正	現 行
<p>第1節 自動車の使用に伴う環境負荷の低減 (第86条の2～第88条の4)</p> <p>第2節 削除</p> <p>第3節 自動車の駐車時における原動機の停止 (第94条～第96条の2)</p> <p>第4節 特定自動車の運行制限 (第96条の3～第96条の8)</p> <p>第5節 自動車の燃料に関する規制 (第96条の9)</p> <p>第9章 環境情報の提供及び周辺の地域の環境への配慮の促進</p> <p>第1節 環境情報の提供 (第97条～第101条)</p> <p>第2節 周辺の地域の環境への配慮の促進 (第101条の2・第101条の3)</p> <p>第10章 日常生活における環境保全の責務</p> <p>第1節 日常生活に伴う騒音公害等の防止 (第102条)</p> <p>第2節 日常生活等に伴う水質汚濁の防止 (第103条～第105条)</p> <p>第11章 製造事業者等の責務等 (第106条・第107条)</p> <p>第12章 環境保全に係る知事の措置等</p> <p>第1節 報告の徴収等 (第108条～第111条)</p> <p>第2節 緊急時等の措置 (第112条)</p> <p>第3節 環境汚染発生時等の措置 (第113条～第113条の7)</p> <p>第4節 事業所の移転 (第114条・第115条)</p> <p>第13章 雑則 (第116条～第118条)</p> <p>第14章 罰則 (第119条～第124条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、神奈川県環境基本条例(平成8年神奈川県条例第12号)の本旨を達成するため、工場及び事業場の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他環境保全上の支障を防止するために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公害 神奈川県環境基本条例第2条第3号に規定する公害をいう。</p> <p>(2) 事業所 工場又は事業場をいう。</p> <p>(3) 排煙 次に掲げる物質をいう。</p> <p>ア 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物</p>	<p>第1節 自動車の使用に伴う環境負荷の低減 (第86条の2～第88条の4)</p> <p>第2節 特定低公害車の導入義務 (第89条～第93条)</p> <p>第3節 自動車の駐車時における原動機の停止 (第94条～第96条の2)</p> <p>第4節 特定自動車の運行制限 (第96条の3～第96条の8)</p> <p>第5節 自動車の燃料に関する規制 (第96条の9)</p> <p>第9章 削除</p> <p>第10章 日常生活における環境保全の責務</p> <p>第1節 日常生活に伴う騒音公害等の防止 (第102条)</p> <p>第2節 日常生活等に伴う水質汚濁の防止 (第103条～第105条)</p> <p>第11章 製造事業者等の責務等 (第106条・第107条)</p> <p>第12章 環境保全に係る知事の措置等</p> <p>第1節 報告の徴収等 (第108条～第111条)</p> <p>第2節 緊急時等の措置 (第112条)</p> <p>第3節 環境汚染発生時等の措置 (第113条～第113条の6)</p> <p>第4節 事業所の移転 (第114条・第115条)</p> <p>第13章 雑則 (第116条～第118条)</p> <p>第14章 罰則 (第119条～第124条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、神奈川県環境基本条例(平成8年神奈川県条例第12号)の本旨を達成するため、工場及び事業場の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他環境保全上の支障を防止するために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公害 神奈川県環境基本条例第2条第3号に規定する公害をいう。</p> <p>(2) 排煙 次に掲げる物質をいう。</p> <p>ア 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物</p>

改 正	現 行
<p>イ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生する窒素酸化物</p> <p>ウ 燃料その他の物の燃焼、製造、加工若しくは使用又は受入れ、保管若しくは出荷に伴い発生し、又は発散する炭化水素系物質</p> <p>エ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん</p> <p>オ 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、^{フッ}化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（アからウまでに掲げる場合の当該物質を除く。）で規則で定めるもの（以下「排煙指定物質」という。）</p> <p><u>(4) 粉じん 物の破碎、選別その他の機械的処理、堆積若しくは運搬、動力を用いる土石の採取若しくは土地の形状の変更又は建築物その他の施設を解体し、改造し、若しくは補修する作業に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。</u></p> <p><u>(5) 排水 事業所から直接公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出され、又は当該事業所において若しくは当該事業所以外の場所において地下に浸透することとなる水その他の液体をいう。</u></p> <p><u>(6) 排水指定物質 カドミウム、シアン、トリクロロエチレンその他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるものをいう。</u></p> <p><u>(7) 地下浸透禁止物質 排水指定物質のうち、それが地下に浸透することに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある排水指定物質で規則で定めるものをいう。</u></p> <p><u>(8) 特定有害物質 地下浸透禁止物質のうち、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある地下浸透禁止物質で規則で定めるものをいう。</u></p> <p><u>(9) 化学物質 急性毒性物質、慢性毒性物質、発がん性物質等人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある元素又は化合物で医薬品、医薬部外品及び放射性物質以外のものをいう。</u></p> <p><u>(10) 指定作業 別表第1に掲げる作業で規則で定めるものをいう。</u></p> <p><u>(11) 指定施設 指定作業を行うために事業所に配置される施設（装置及び設備を含</u></p>	<p>イ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生する窒素酸化物</p> <p>ウ 燃料その他の物の燃焼、製造、加工若しくは使用又は受入れ、保管若しくは出荷に伴い発生し、又は発散する炭化水素系物質</p> <p>エ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん</p> <p>オ 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、^{フッ}化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（アからウまでに掲げる場合の当該物質を除く。）で規則で定めるもの（以下「排煙指定物質」という。）</p> <p><u>(3) 粉じん 物の破碎、選別その他の機械的処理、<u>たい積</u>若しくは運搬又は動力を用いる土石の採取若しくは土地の形状の変更に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。</u></p> <p><u>(4) 排水 工場若しくは事業場（以下「事業所」という。）から直接公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出され、又は当該事業所において若しくは当該事業所以外の場所において地下に浸透することとなる水その他の液体をいう。</u></p> <p><u>(5) 化学物質 急性毒性物質、慢性毒性物質、発がん性物質等人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある元素又は化合物で医薬品、医薬部外品及び放射性物質以外のものをいう。</u></p>

改 正	現 行
<p>む。)で規則で定めるものをいう。</p> <p>(12) 指定事業所 排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音又は振動を発生することにより公害を生じさせるおそれがある事業所で<u>指定作業を行うもの(当該指定作業の期間が継続して6月を超えない事業所を除く。)</u>をいう。</p> <p>(13) 指定外事業所 事業所のうち、指定事業所以外の事業所をいう。</p> <p>(14) 住居系地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいう。</p> <p>(15) <u>自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいう。</u></p> <p>第2章 指定事業所の設置等の手続等 第1節 指定事業所の設置の許可等 (設置の許可)</p> <p>第3条 指定事業所は、知事の許可を受けた後でなければ設置してはならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。ただし、規則で定める場合にあつては、その一部を省略することができる。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 指定事業所の名称及び所在地</p> <p>(3) 指定事業所の業種</p> <p>(4) 指定事業所の位置</p> <p>(5) 指定事業所の周辺の状況</p> <p>(6) 指定事業所の敷地内における建物等の配置、構造及び敷地の境界線</p> <p>(7) <u>指定作業の種類及び工程</u></p> <p>(8) <u>指定施設の種類及びその種類ごとの数並びに指定施設ごとの規模、能力、構造、用途、配置及び使用時間</u></p> <p>(9) 原材料、燃料及び用水の種類及び使用量</p> <p>(10) 指定事業所における用水及び排水の系統</p> <p>(11) 排水の排出先</p> <p>(12) <u>排煙その他規則で定める物質の排出に係</u></p>	<p>(6) 指定事業所 <u>別表第1に掲げる作業(当該作業の一部分のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。次条において同じ。)</u>を行う事業所のうち、排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音又は振動を発生することにより公害を生じさせるおそれがある事業所(臨時的又は仮設的な事業所を除く。)で規則で定める作業(以下「指定作業」という。)を行うものをいう。</p> <p>(7) 指定外事業所 事業所のうち、指定事業所以外の事業所をいう。</p> <p>(8) 住居系地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいう。</p> <p>第2章 指定事業所の設置等の手続等 第1節 指定事業所の設置の許可等 (設置の許可)</p> <p>第3条 指定事業所は、知事の許可を受けた後でなければ設置してはならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。ただし、規則で定める場合にあつては、その一部を省略することができる。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 指定事業所の名称及び所在地</p> <p>(3) 指定事業所の業種</p> <p>(4) 指定事業所の位置</p> <p>(5) 指定事業所の周辺の状況</p> <p>(6) 指定事業所の敷地内における建物等の配置、規模及び構造</p> <p>(7) <u>別表第1に掲げる作業の種類</u></p> <p>(8) <u>別表第1に掲げる作業を行うために事業所に配置される施設で規則で定めるもの(以下「指定施設」という。)</u>の種類及びその種類ごとの数並びに指定施設ごとの規模、能力、構造、用途、配置及び使用時間</p> <p>(9) 原材料、燃料及び用水の種類及び使用量</p> <p>(10) 指定事業所における用水及び排水の系統</p> <p>(11) 排水の排出先</p> <p>(12) <u>別表第1に掲げる作業の工程</u></p>

改 正	現 行
<p><u>る予測値及びその算出根拠</u></p> <p>(13) <u>排水指定物質、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質その他規則で定める物質の排出に係る予測値及びその算出根拠</u></p> <p>(14) <u>騒音及び振動の予測値及びその算出根拠</u></p> <p>(15) <u>別表第1の51の項に掲げる作業（当該作業の一部分のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。）を行う指定施設を設置する指定事業所にあつては、当該指定施設において再生する資源又は処理する廃棄物の種類及び量</u></p> <p>(16) <u>別表第1の68の項に掲げる作業（当該作業の一部分のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。）を行う指定施設を設置する指定事業所にあつては、当該指定施設において保管する炭化水素系物質の種類及び量</u></p> <p>(17) <u>生コンクリートプラントその他の規則で定める施設を設置する指定事業所にあつては、自動車の出入口の位置</u></p> <p>(18) <u>不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業を行う指定事業所にあつては、その作業の方法</u></p> <p>(19) <u>公害の防止の方法に関する計画（その方法を明らかにするために必要となる事項を含む。）</u></p> <p>(20) <u>その他規則で定める事項</u></p>	<p>(13) 公害の防止の方法に関する計画</p> <p>(14) その他規則で定める事項</p>
<p>3 <u>前項第12号から第14号までに掲げる予測値の算出方法については、規則で定める。</u></p>	
<p>4 <u>第2項第19号の計画は、当該指定事業所に係る同項第3号から第18号までに掲げる事項をあらかじめ十分に検討して、当該指定事業所において生ずるおそれがあると認められる公害（地盤の沈下によるものを除く。以下この節及び次節において同じ。）について総合的な防止の方法を講じようとするものでなければならない。（許可の基準等）</u></p>	<p>3 <u>前項第13号の計画は、当該指定事業所に係る同項第3号から第12号までに掲げる事項をあらかじめ十分に検討して、当該指定事業所において生ずるおそれがあると認められる公害（地盤の沈下によるものを除く。以下この節及び次節において同じ。）について総合的な防止の方法を講じようとするものでなければならない。（許可の基準等）</u></p>
<p>第4条 知事は、前条第1項の許可の申請があった場合には、速やかにこれを審査するものとし、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えてはならない。</p> <p>(1) 第25条第1項、第28条第1項又は第32条第1項の規制基準に適合しないと認めるとき。</p> <p>(2) 第26条第2項、第29条第1項若しくは第2項、第30条第1項又は第33条第2項の規定に違反すると認めるとき。</p> <p>(3) <u>前条第2項第17号の規則で定める施設を設置する指定事業所にあつては、当該指定事業所の接する道路その他周辺の状況が規</u></p>	<p>第4条 知事は、前条第1項の許可の申請があった場合には、速やかにこれを審査するものとし、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えてはならない。</p> <p>(1) 第25条第1項、第28条第1項又は第32条第1項の規制基準に適合しないと認めるとき。</p> <p>(2) 第26条第2項、第29条第1項若しくは第2項、第30条第1項又は第33条第2項の規定に違反すると認めるとき。</p> <p>(3) <u>生コンクリートプラントその他の規則で定める施設を設置する指定事業所にあつては、当該指定事業所の接する道路その他周</u></p>

改 正	現 行
<p>則で定める基準に適合していないと認めるとき。</p> <p>2 知事は、前項の審査に当たっては、当該指定事業所に係る物的設備及び事業活動の全般を包括して体系的に、また、当該指定事業所において生ずるおそれがある公害を総合して多角的に検討するものとする。</p> <p>(許可の条件)</p> <p>第5条 知事は、第3条第1項の許可には、公害の防止上必要な限度において、条件を付することができる。</p> <p>(表示板の掲示)</p> <p>第6条 第3条第1項の許可を受けた者(別表第1の61の項に掲げる作業(当該作業の一部のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。))を行う指定施設のみを設置する者を除く。)は、当該指定事業所を設置しようとする場所の公衆の見やすい箇所に、当該指定事業所の名称、許可年月日その他の規則で定める事項を記載した表示板を掲示しなければならない。当該指定事業所が設置された後においても、同様とする。</p> <p>2 前項の表示板を掲示した者は、当該表示板に記載した事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、当該記載した事項を書き換えなければならない。</p> <p>3 第1項の表示板を掲示した者は、当該指定事業所を廃止したとき、当該指定事業所が指定事業所に該当しなくなったとき、第14条第1項の規定により許可を取り消されたとき又は当該指定事業所の設置の計画を中止したときは、速やかに、表示板を撤去しなければならない。</p> <p>(設置工事完了の届出)</p>	<p>辺の状況が規則で定める基準に適合していないと認めるとき。</p> <p>2 知事は、前項の審査に当たっては、当該指定事業所に係る物的設備及び事業活動の全般を包括して体系的に、また、当該指定事業所において生ずるおそれがある公害を総合して多角的に検討するものとする。</p> <p>(許可の条件)</p> <p>第5条 知事は、第3条第1項の許可には、公害の防止上必要な限度において、条件を付することができる。</p> <p>(表示板の掲示)</p> <p>第6条 第3条第1項の許可を受けた者で規則で定めるものは、当該指定事業所を設置しようとする場所の公衆の見やすい箇所に、当該指定事業所の名称、許可年月日その他の規則で定める事項を記載した表示板を掲示しなければならない。当該指定事業所が設置された後においても、同様とする。</p> <p>2 前項の表示板を掲示した者は、当該表示板に記載した事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、当該記載した事項を書き換えなければならない。</p> <p>3 第1項の表示板を掲示した者は、当該指定事業所を廃止したとき、当該指定事業所が指定事業所に該当しなくなったとき、第14条第1項の規定により許可を取り消されたとき又は当該指定事業所の設置の計画を中止したときは、速やかに、表示板を撤去しなければならない。</p> <p>(事業開始の届出)</p>
<p>第7条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所に配置される指定施設の設置の工事が完了したとき(当該指定事業所に配置される指定施設が複数ある場合は、当該複数の指定施設の全ての設置の工事が完了したとき)は、その日から起算して15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前項に規定する場合において、当該複数の指定施設の一部を使用して当該指定事業所に係る事業を開始しようとするときは、当該一部の指定施設の設置の工事が完了する都度、同項の規定による届出をしなければならない。</p> <p>(変更の許可)</p> <p>第8条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所に係る同条第2項第4号、第6号から第17号まで又は第19号に掲げる事項の変更をしようとするとき(当該指定事業所が、第19条</p>	<p>第7条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所に係る事業を開始したときは、その日から起算して15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(変更の許可)</p> <p>第8条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所に係る同条第2項第4号及び第6号から第14号までに掲げる事項の変更のうち、公害の防止上重要なものとして規則で定める変更</p>

改 正	現 行
<p><u>の2第1項の規定により登録された環境配慮推進事業所である場合にあっては、これらの事項の変更のうち公害の防止上特に重要な変更として規則で定める変更をしようとするときに限る。）は、知事の許可を受けた後でなければ当該変更をしてはならない。ただし、次に掲げる変更については、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第3条第2項第9号に掲げる事項の変更にあつては、用水の種類及び使用量の変更</u></p> <p><u>(2) 第3条第2項第10号に掲げる事項の変更にあつては、用水の系統の変更</u></p> <p><u>(3) 第3条第2項第11号に掲げる事項の変更にあつては、公共下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道であつて、同条第6号に規定する終末処理場を設置している水路（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。第11条第2項において同じ。）への変更</u></p> <p><u>(4) その他規則で定める軽微な変更</u></p> <p>2 前項の許可を受けた者は、当該許可に基づき当該許可に係る変更をしたときは、その日から起算して15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る変更の計画を中止したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>4 第4条及び第5条の規定は、第1項の許可について準用する。</p>	<p>をしようとするとき（当該指定事業所が、<u>第18条第1項の規定により認定された環境管理事業所である場合にあっては、公害の防止上特に重要な変更として規則で定める変更をしようとするときに限る。）は、知事の許可を受けた後でなければ当該変更をしてはならない。</u></p> <p>2 前項の許可を受けた者は、当該許可に基づき当該許可に係る変更をしたときは、その日から起算して15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る変更の計画を中止したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>4 第4条及び第5条の規定は、第1項の許可について準用する。</p> <p><u>(変更の事前届出)</u></p>
<p><u>第9条 削除</u></p> <p><u>(変更の届出)</u></p> <p>第10条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所に係る次に掲げる変更をしたときは、</p>	<p><u>第9条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所（第18条第1項の規定により認定された環境管理事業所を除く。）に係る第3条第2項第4号及び第6号から第14号までに掲げる事項の変更のうち、公害の防止上比較的重要なものとして規則で定める変更をしようとするときは、その変更の日の30日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 知事は、前項の届出を受けた場合において、公害の防止上必要があると認めるときは、当該届出を受理した日から起算して30日以内に限り、その届出に係る変更の計画の変更又は廃止を命ずることができる。</u></p> <p><u>(変更の事後届出)</u></p> <p>第10条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所に係る<u>同条第2項第1号から第3号</u></p>

改 正	現 行
<p>その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>第3条第2項第1号から第3号までに掲げる事項の変更</u></p> <p>(2) <u>第3条第2項第4号、第6号から第8号まで、第12号から第15号まで又は第19号に掲げる事項の変更（第8条第1項第4号に掲げる変更に限る。）</u></p> <p>(3) <u>第3条第2項第10号に掲げる事項の変更（第8条第1項第2号又は第4号に掲げる変更に限る。）</u></p> <p>(4) <u>第3条第2項第11号に掲げる事項の変更（第8条第1項第3号又は第4号に掲げる変更に限る。）</u></p> <p>(5) <u>第3条第2項第18号に掲げる事項の変更</u></p> <p>(承継)</p> <p>第11条 第3条第1項の許可を受けた者から当該指定事業所の全部を譲り受け、又は借り受けた者は、当該指定事業所に係る当該許可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 <u>第3条第1項の許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該指定事業所の全部又は一部（当該一部の指定事業所がそれぞれ単独で公共下水道に排水を排出する場合に限る。）であったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該指定事業所の全部又は一部を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。</u></p> <p>3 前2項の規定により第3条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があった日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(廃止等の届出)</p> <p>第12条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所を廃止したとき（第14条の規定による取消しによる場合を除く。）、当該指定事業</p>	<p><u>までに掲げる事項の変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所（第18条第1項の規定により認定された環境管理事業所を除く。）に係る第3条第2項第4号及び第6号から第14号までに掲げる事項の変更のうち、指定作業の一部の廃止その他の規則で定める変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>(承継)</p> <p>第11条 第3条第1項の許可を受けた者から当該指定事業所の全部を譲り受け、又は借り受けた者は、当該指定事業所に係る当該許可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 第3条第1項の許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該指定事業所の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該指定事業所の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>3 前2項の規定により第3条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があった日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(廃止等の届出)</p> <p>第12条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所を廃止したとき（第14条の規定による取消しによる場合を除く。）、当該指定事業</p>

改 正	現 行
<p>所が指定事業所に該当しなくなったとき（この条例又は第2条第10号若しくは第11号の規則の改正により該当しなくなった場合を除く。）<u>当該指定事業所の設置の計画を中止したとき、当該指定事業所に係る事業若しくは当該指定施設に係る指定作業を休止し、又は休止した当該指定事業所に係る事業若しくは当該指定施設に係る指定作業を再開したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p>	<p>所が指定事業所に該当しなくなったとき（この条例又は第2条第6号の規則の改正により該当しなくなった場合を除く。）<u>又は当該指定事業所の設置の計画を中止したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p>
<p>（許可の失効）</p>	<p>（許可の失効）</p>
<p>第13条 前条の届出があつたとき又は当該指定事業所がこの条例又は第2条第10号若しくは第11号の規則の改正により指定事業所に該当しなくなったときは、当該指定事業所に係る第3条第1項の許可は、その効力を失う。第8条第3項の届出があつた場合の同条第1項の許可についても、同様とする。</p>	<p>第13条 前条の届出があつたとき又は当該指定事業所がこの条例又は第2条第6号の規則の改正により指定事業所に該当しなくなったときは、当該指定事業所に係る第3条第1項の許可は、その効力を失う。第8条第3項の届出があつた場合の同条第1項の許可についても、同様とする。</p>
<p>（許可の取消し）</p>	<p>（許可の取消し）</p>
<p>第14条 知事は、第3条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。</p>	<p>第14条 知事は、第3条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。</p>
<p>（1）詐欺その他不正な手段により、第3条第1項又は第8条第1項の許可を受けたとき。</p> <p>（2）第8条第1項の規定に違反して変更をしたとき。</p> <p>（3）第26条第2項、第29条第1項、第30条第1項又は第33条第2項の規定に違反したとき。</p> <p>（4）第35条の規定による改善命令等に違反したとき。</p> <p>（5）当該指定事業所に係る事業を許可の日から起算して1年以内に開始せず、当該事業を開始する見込みがないとき。</p>	<p>（1）詐欺その他不正な手段により、第3条第1項又は第8条第1項の許可を受けたとき。</p> <p>（2）第8条第1項の規定に違反して変更をしたとき。</p> <p>（3）第26条第2項、第29条第1項、第30条第1項又は第33条第2項の規定に違反したとき。</p> <p>（4）第35条の規定による改善命令等に違反したとき。</p> <p>（5）当該指定事業所に係る事業を許可の日から起算して1年以内に開始せず、<u>又は1年以上引き続き休止している場合で、当該事業を開始し、又は再開する見込みがないとき。</u></p>
<p>2 知事は、第8条第1項の許可を受けた者が許可の日から起算してその許可に係る変更に関し1年以内に着手せず、又は当該変更を1年以上中断しているときは、同項の許可を取り消すことができる。</p>	<p>2 知事は、第8条第1項の許可を受けた者が許可の日から起算してその許可に係る変更に関し1年以内に着手せず、又は当該変更を1年以上中断しているときは、同項の許可を取り消すことができる。</p>
<p>（経過措置）</p>	<p>（経過措置）</p>
<p>第15条 この条例又は第2条第10号若しくは第11号の規則の改正により一の事業所が指定事業所となった際現に当該指定事業所を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、当該指定事業所について、第3条第1項の許可を受けたものとみなす。</p>	<p>第15条 この条例又は第2条第6号の規則の改正により一の事業所が指定事業所となった際現に当該指定事業所を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、当該指定事業所について、第3条第1項の許可を受けたものとみなす。</p>
<p>2 前項の規定により第3条第1項の許可を受けたものとみなされた者（以下「既設の事業</p>	<p>2 前項の規定により第3条第1項の許可を受けたものとみなされた者（以下「既設の事業</p>

改 正	現 行
<p>者」という。)は、当該事業所が指定事業所となった日から起算して3月以内(当該期間内に第8条第1項の許可の申請をする場合にあっては、当該申請をする日まで)に、第3条第2項第1号から第19号までに掲げる事項その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 既設の事業者が、前項の期間内に同項の届出をしなかった場合は、当該期間経過の時に、当該指定事業所に係る第3条第1項の許可は、取り消されたものとみなす。</p> <p>4 既設の事業者については、第6条の規定は、当該事業所が指定事業所となった日から起算して3月間は適用しない。</p> <p>5 既設の事業者については、第7条の規定は、適用しない。</p> <p style="text-align: center;">第2節 削除</p> <p>第16条及び第17条 削除</p>	<p>者」という。)は、当該事業所が指定事業所となった日から起算して3月以内(当該期間内に第8条第1項の許可の申請又は第9条第1項の届出をする場合にあっては、当該申請又は届出をする日まで)に、第3条第2項第1号から第12号までに掲げる事項その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 既設の事業者が、前項の期間内に同項の届出をしなかった場合は、当該期間経過の時に、当該指定事業所に係る第3条第1項の許可は、取り消されたものとみなす。</p> <p>4 既設の事業者については、第6条の規定は、当該事業所が指定事業所となった日から起算して3月間は適用しない。</p> <p>5 既設の事業者については、第7条の規定は、適用しない。</p> <p style="text-align: center;">第2節 環境配慮書の提出等 (環境配慮書の提出)</p> <p>第16条 <u>環境への配慮が特に必要と認められる指定事業所で規則で定めるものを設置しようとする者は、第3条第1項の許可の申請を行う時に、事業の内容、規模、使用する施設の種類等に応じ、次に掲げる事項について、第38条、第40条、第40条の3、第44条又は第48条の指針に基づき自ら配慮した内容を記載した書面(以下「環境配慮書」という。)を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>公害の発生要因の低減に係る事項</u></p> <p>(2) <u>化学物質の適正な管理に係る事項</u></p> <p>(3) <u>化学物質の安全性に着目した環境への影響度(以下「安全性影響度」という。)の評価に係る事項</u></p> <p>(4) <u>廃棄物の発生の抑制及び適正な処理に係る事項</u></p> <p>(5) <u>環境に係る組織体制の整備に係る事項</u></p> <p>2 <u>前項の規則で定める指定事業所を設置している者は、第8条第1項の許可の申請を行う時に、規則で定めるところにより、環境配慮書を知事に提出しなければならない。前項の規則で定める指定事業所以外の指定事業所を設置している者が、第8条第1項の許可の申請を行う時に、当該許可に係る変更により、前項の規則で定める指定事業所を設置していることとなるときも、同様とする。</u></p> <p>3 <u>指定外事業所で規則で定めるものを設置しようとする者は、当該指定外事業所を設置する前に、廃棄物の発生の抑制及び適正な処理に係る事項についての環境配慮書を知事に提出しなければならない。当該指定外事業所の建物について規則で定める規模以上の増築をしようとする</u></p>

改 正	現 行
<p style="text-align: center;"><u>第3節 環境管理事業所等</u> (環境管理事業所の認定)</p> <p>第18条 知事は、環境に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び実施、体制の整備並びにこれらの監査（次項第3号において「環境管理・監査」という。）を行ひ、並びに大気汚染及び水質の汚濁の防止等生活環境を保全するための取組を総合的かつ継続的に推進している指定事業所で規則で定める基準に適合するものを、当該指定事業所の設置者の申請に基づき、環境管理事業所として認定することができる。</p> <p>2 前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>指定事業所の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(2) <u>指定事業所の名称及び所在地</u></p> <p>(3) <u>指定事業所の環境管理・監査の体制</u></p> <p>(4) <u>指定事業所の環境に関する方針</u></p> <p>(5) <u>その他規則で定める事項</u></p> <p>3 第1項の認定の有効期間は、3年の範囲内で知事が定める期間とする。 (欠格事項)</p> <p>第19条 指定事業所の設置者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の認定を受けることができない。</p> <p>(1) この条例又は環境の保全に関する法律若しくは条例で規則で定めるものの規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日の翌日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>(2) 法人の場合にあっては、その役員のうち前号に該当する者があるとき。</p> <p>(3) <u>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成</u></p>	<p>場合その他の規則で定める場合も、同様とする。</p> <p>(環境配慮書に係る指導等)</p> <p>第17条 知事は、前条の規定による環境配慮書の提出があつた場合は、第38条、第40条、第40条の3、第44条又は第48条の指針を勘案し、当該環境配慮書を提出した者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。</p> <p>2 知事は、前条の規定による環境配慮書の提出がされない場合は、同条に規定する者に対し、期限を定めて、環境配慮書の提出を勧告することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>第3節 環境管理事業所</u> (環境管理事業所の認定)</p> <p>第18条 知事は、環境に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び実施、体制の整備並びにこれらの監査（以下「環境管理・監査」という。）を行っている指定事業所で規則で定める基準に適合するものを、当該指定事業所の設置者の申請に基づき、環境管理事業所として認定することができる。</p> <p>2 前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(2) <u>事業所の名称及び所在地</u></p> <p>(3) <u>事業所の環境管理・監査の体制</u></p> <p>(4) <u>事業所の環境に関する方針</u></p> <p>(5) <u>指定作業及び指定作業を行うために事業所に配置される施設の概要</u></p> <p>(6) <u>その他規則で定める事項</u></p> <p>3 第1項の認定の有効期間は、3年の範囲内で知事が定める期間とする。 (欠格事項)</p> <p>第19条 指定事業所の設置者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の認定を受けることができない。</p> <p>(1) この条例又は環境の保全に関する法律若しくは条例で規則で定めるものの規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日の翌日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>(2) 法人の場合にあっては、その役員のうち前号に該当する者があるとき。</p>

改 正	現 行
<p><u>11年法律第86号）第24条の規定により過料の処分を受け、その処分を受けた日の翌日から起算して1年を経過しない者であるとき。</u></p> <p><u>(環境配慮推進事業所の登録)</u></p> <p><u>第19条の2 知事は、環境への配慮を自主的かつ積極的に推進している環境管理事業所で規則で定める要件に適合するものを、当該環境管理事業所の設置者の申請に基づき、環境配慮推進事業所として登録することができる。</u></p> <p><u>2 前項の登録を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 環境管理事業所の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p><u>(2) 環境管理事業所の名称及び所在地</u></p> <p><u>(3) 当該環境管理事業所において第38条、第40条又は第48条の指針に基づき自ら周辺の生活環境に配慮した事項</u></p> <p><u>(4) 当該環境管理事業所において行う指定作業及び当該指定作業を行う指定施設の概要</u></p> <p><u>(5) その他規則で定める事項</u></p> <p><u>3 第1項の登録の有効期間は、3年の範囲内で知事が定める期間とする。</u></p> <p><u>(公表)</u></p> <p><u>第20条 知事は、第18条第1項の認定をしたときには、環境管理事業所に係る次に掲げる事項を公表するものとする。当該事項の内容に変更があったときも、同様とする。</u></p> <p><u>(1) 名称及び所在地</u></p> <p><u>(2) 認定の年月日</u></p> <p><u>(3) その他規則で定める事項</u></p> <p><u>2 前項の規定は、環境配慮推進事業所について準用する。</u></p> <p><u>(変更の届出)</u></p> <p><u>第21条 環境管理事業所の設置者は、当該環境管理事業所に係る第18条第2項第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 環境配慮推進事業所の設置者は、当該環境配慮推進事業所に係る第19条の2第2項第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(表示板の掲示)</u></p> <p><u>第22条 環境管理事業所の設置者は、当該環境管理事業所に、環境管理事業所である旨の表示板を掲示することができる。</u></p>	<p>現 行</p> <p><u>(環境管理事業所の公表)</u></p> <p><u>第20条 知事は、第18条第1項の認定をしたときには、環境管理事業所に係る次に掲げる事項を公表するものとする。当該事項の内容に変更があったときも、同様とする。</u></p> <p><u>(1) 名称及び所在地</u></p> <p><u>(2) 環境に関する方針の概要</u></p> <p><u>(3) 認定の有効期間</u></p> <p><u>(4) その他規則で定める事項</u></p> <p><u>(変更の届出)</u></p> <p><u>第21条 第18条第1項の認定を受けた者は、当該環境管理事業所に係る同条第2項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(表示板の掲示)</u></p> <p><u>第22条 第18条第1項の認定を受けた者は、当該環境管理事業所に、環境管理事業所である旨の表示板を掲示することができる。</u></p>

改 正	現 行
<p>2 何人も、前項の規定により表示板を掲示するときを除き、同項の表示板又はこれと紛らわしい表示板を事業所に掲示してはならない。</p> <p>3 <u>前2項の規定は、環境配慮推進事業所について準用する。</u> (認定及び登録の失効)</p> <p>第23条 第18条第1項の認定は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。 (1) 認定の有効期間が満了したとき。 (2) 当該環境管理事業所を廃止したとき。 (3) 当該環境管理事業所が指定事業所に該当しなくなったとき。</p> <p>2 <u>第19条の2第1項の登録は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。</u> (1) <u>登録の有効期間が満了したとき。</u> (2) <u>当該環境配慮推進事業所を廃止したとき。</u> (3) <u>当該環境配慮推進事業所が環境管理事業所に該当しなくなったとき。</u> (認定の取消し)</p> <p>第24条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第18条第1項の認定を取り消すものとする。 (1) 環境管理事業所が、第18条第1項の基準に適合しなくなったとき。 (2) 環境管理事業所の設置者が、<u>第19条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</u> (3) 詐欺その他の不正な手段により、第18条第1項の認定を受けたとき。</p> <p>(登録の抹消)</p> <p><u>第24条の2 知事は、第23条第2項の規定により登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならない。</u></p>	<p>2 何人も、前項の規定により表示板を掲示するときを除き、同項の表示板又はこれと紛らわしい表示板を事業所に掲示してはならない。</p> <p>(認定の失効)</p> <p>第23条 第18条第1項の認定は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。 (1) 認定の有効期間が満了したとき。 (2) 当該環境管理事業所を廃止したとき。 (3) 当該環境管理事業所が指定事業所に該当しなくなったとき。</p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第24条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第18条第1項の認定を取り消すものとする。 (1) 環境管理事業所が、第18条第1項の基準に適合しなくなったとき。 (2) <u>第18条第1項の認定を受けた者が、第19条第1号又は第2号に該当するに至ったとき。</u> (3) 詐欺その他の不正な手段により、第18条第1項の認定を受けたとき。</p>
<p>第3章 <u>事業所等</u>における公害の防止 第1節 大気汚染及び悪臭 (大気汚染及び悪臭の防止に関する規制基準)</p> <p>第25条 大気汚染及び悪臭の防止に関する規制基準は、次に定めるところによる。 (1) 排煙に関する規制基準は、次に掲げる事項について規則で定める。 ア 硫黄酸化物の許容限度 イ 窒素酸化物の許容限度 ウ 炭化水素系物質の許容限度及び排出の方法並びに炭化水素系物質を取り扱う施設に備えるべき設備の基準 エ ばいじんの許容限度及びばいじんを発生する施設に備えるべき設備の基準 オ 排煙指定物質の許容限度及び排出の方法</p>	<p>第3章 <u>事業所</u>における公害の防止 第1節 大気汚染及び悪臭 (大気汚染及び悪臭の防止に関する規制基準)</p> <p>第25条 大気汚染及び悪臭の防止に関する規制基準は、次に定めるところによる。 (1) 排煙に関する規制基準は、次に掲げる事項について規則で定める。 ア 硫黄酸化物の許容限度 イ 窒素酸化物の許容限度 ウ 炭化水素系物質の許容限度及び排出の方法並びに炭化水素系物質を取り扱う施設に備えるべき設備の基準 エ ばいじんの許容限度及びばいじんを発生する施設に備えるべき設備の基準 オ 排煙指定物質の許容限度及び排出の方法</p>

改 正	現 行
<p>(2) 粉じんに関する規制基準は、粉じんを発生する作業の方法について、規則で定める。</p> <p>(3) 悪臭に関する規制基準は、事業所の構造及び悪臭を発生する作業の方法について、規則で定める。</p> <p>2 事業者は、前項の規制基準を遵守しなければならない。</p> <p>(住居系地域において禁止される行為)</p> <p>第26条 知事は、住居系地域における生活環境を保全するために、著しい悪臭を発生する行為であり、かつ、その行為を禁止する以外には当該悪臭による公害を防止することが著しく困難であると認める行為を規則で指定することができる。</p> <p>2 事業者は、住居系地域において、前項の規定により規則で指定された行為を行ってはならない。ただし、公害を生ずるおそれがない場合として知事が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>3 前項の規定は、一の行為が第1項の規定により規則で指定された行為となった際現に当該行為を行っている者の当該行為については、規則で定める日から適用する。</p> <p>(排煙の測定)</p> <p>第27条 事業所において発生する排煙を大気中に排出する事業者のうち、排煙の排出による環境への影響が比較的大きいものとして規則で定める事業者は、規則で定めるところにより、排煙量及び排煙濃度を測定し、その結果を記録し、及び保存しておかなければならない。</p> <p>第2節 水質の汚濁</p> <p>(水質の汚濁の防止に関する規制基準)</p> <p>第28条 水質の汚濁の防止に関する規制基準は、次に掲げる事項について規則で定める。</p> <p>(1) <u>排水指定物質</u>ごとの許容限度</p> <p>(2) 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質質量その他の水の汚染状態を示す項目として規則で定める項目ごとの許容限度</p> <p>2 事業者は、前項の規制基準を遵守しなければならない。</p> <p>(地下浸透禁止物質を製造等する作業に係る水等の地下浸透の禁止)</p> <p>第29条 事業者は、<u>地下浸透禁止物質</u>又は<u>地下浸透禁止物質</u>を製造し、使用し、処理し、若しくは保管する作業に係る水その他の液体を地下に</p>	<p>(2) 粉じんに関する規制基準は、粉じんを発生する作業の方法について、規則で定める。</p> <p>(3) 悪臭に関する規制基準は、事業所の構造及び悪臭を発生する作業の方法について、規則で定める。</p> <p>2 事業者は、前項の規制基準を遵守しなければならない。</p> <p>(住居系地域において禁止される行為)</p> <p>第26条 知事は、住居系地域における生活環境を保全するために、著しい悪臭を発生する行為であり、かつ、その行為を禁止する以外には当該悪臭による公害を防止することが著しく困難であると認める行為を規則で指定することができる。</p> <p>2 事業者は、住居系地域において、前項の規定により規則で指定された行為を行ってはならない。ただし、公害を生ずるおそれがない場合として知事が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>3 前項の規定は、一の行為が第1項の規定により規則で指定された行為となった際現に当該行為を行っている者の当該行為については、規則で定める日から適用する。</p> <p>(排煙の測定)</p> <p>第27条 事業所において発生する排煙を大気中に排出する事業者のうち、排煙の排出による環境への影響が比較的大きいものとして規則で定める事業者は、規則で定めるところにより、排煙量及び排煙濃度を測定し、その結果を記録し、及び保存しておかなければならない。</p> <p>第2節 水質の汚濁</p> <p>(水質の汚濁の防止に関する規制基準)</p> <p>第28条 水質の汚濁の防止に関する規制基準は、次に掲げる事項について規則で定める。</p> <p>(1) <u>排水に含まれるカドミウム、シアン、トリクロロエチレンその他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるもの(以下「排水指定物質」という。)</u>ごとの許容限度</p> <p>(2) 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質質量その他の水の汚染状態を示す項目として規則で定める項目ごとの許容限度</p> <p>2 事業者は、前項の規制基準を遵守しなければならない。</p> <p>(特定有害物質を製造等する作業に係る水等の地下浸透の禁止)</p> <p>第29条 事業者は、<u>排水指定物質(その化合物を含む。)</u>のうち、<u>地下に浸透することにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがある排水指</u></p>

改 正	現 行
<p>浸透させる方法で排出してはならない。</p> <p>2 前項の作業を行う事業者は、同項の作業に係る施設を設置するとき（<u>第2条第7号の規則</u>の改正により新たに<u>地下浸透禁止物質</u>が追加された場合にあつては、当該規則の<u>施行の日</u>以後に施設を設置するとき）は、規則で定める構造を有するものとしなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項の規定に違反している事業者に対し、排出の中止又は排出の方法の変更を命ずることができる。</p> <p>4 知事は、事業者が第2項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、施設を同項の規則で定める構造を有するものに改善するよう命ずることができる。 （水質保全水域への排水の排出の禁止）</p> <p>第30条 排水を生ずる事業者のうち、規則で定める事業者は、排水指定物質のうち、飲料水としての水質の保全のため排出を防止すべき排水指定物質で規則で定めるものを製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る排水を、飲料水としての水質の保全を必要とする水域として規則で指定する水域に排出してはならない。</p> <p>2 前項の規定は、同項の規則の改正により新たに規則で定める事業者となった者及び新たに規則で定める物質となった物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る排水を同項の規則で指定する水域に排出している者については、規則で定める日から適用する。 （排水の測定）</p> <p>第31条 排水を生ずる事業者のうち、排水の量が規則で定める量以上である事業者は、規則で定めるところにより、排水の汚染状態及び量を測定し、その結果を記録し、及び保存しておかななければならない。 第3節 騒音及び振動 （騒音及び振動の防止に関する規制基準）</p> <p>第32条 騒音及び振動の防止に関する規制基準は、事業所において発生する騒音及び振動の許容限度について、規則で定める。</p> <p>2 事業者は、前項の規制基準を遵守しなければならない。 （住居系地域において禁止される行為）</p> <p>第33条 知事は、住居系地域における生活環境を保全するために、著しい騒音を発生する行為であり、かつ、その行為を禁止する以外には当該騒音による公害を防止することが著しく困難で</p>	<p><u>定物質</u>で規則で定めるもの（以下「<u>特定有害物質</u>」という。）又は<u>特定有害物質</u>を製造し、使用し、処理し、若しくは保管する作業に係る水その他の液体を地下に浸透させる方法で排出してはならない。</p> <p>2 前項の作業を行う事業者は、同項の作業に係る施設を設置するとき（<u>同項の規則</u>の改正により新たに<u>特定有害物質</u>が追加された場合にあつては、当該規則の<u>施行日</u>以後に施設を設置するとき）は、規則で定める構造を有するものとしなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項の規定に違反している事業者に対し、排出の中止又は排出の方法の変更を命ずることができる。</p> <p>4 知事は、事業者が第2項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、施設を同項の規則で定める構造を有するものに改善するよう命ずることができる。 （水質保全水域への排水の排出の禁止）</p> <p>第30条 排水を生ずる事業者のうち、規則で定める事業者は、排水指定物質（<u>その化合物を含む。</u>）のうち、飲料水としての水質の保全のため排出を防止すべき排水指定物質で規則で定めるものを製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る排水を、飲料水としての水質の保全を必要とする水域として規則で指定する水域に排出してはならない。</p> <p>2 前項の規定は、同項の規則の改正により新たに規則で定める事業者となった者及び新たに規則で定める物質となった物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る排水を同項の規則で指定する水域に排出している者については、規則で定める日から適用する。 （排水の測定）</p> <p>第31条 排水を生ずる事業者のうち、排水の量が規則で定める量以上である事業者は、規則で定めるところにより、排水の汚染状態及び量を測定し、その結果を記録し、及び保存しておかななければならない。 第3節 騒音及び振動 （騒音及び振動の防止に関する規制基準）</p> <p>第32条 騒音及び振動の防止に関する規制基準は、事業所において発生する騒音及び振動の許容限度について、規則で定める。</p> <p>2 事業者は、前項の規制基準を遵守しなければならない。 （住居系地域において禁止される行為）</p> <p>第33条 知事は、住居系地域における生活環境を保全するために、著しい騒音を発生する行為であり、かつ、その行為を禁止する以外には当該騒音による公害を防止することが著しく困難で</p>

改 正	現 行
<p>あると認める行為を規則で指定することができる。</p> <p>2 事業者は、住居系地域において、前項の規定により規則で指定された行為を行ってはならない。ただし、公害を生ずるおそれがない場合として知事が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>3 前項の規定は、一の行為が第1項の規定により規則で指定された行為となった際現に当該行為を行っている者の当該行為については、規則で定める日から適用する。</p> <p><u>(屋外作業に伴う騒音及び振動公害の防止)</u> <u>第33条の2 事業者は、屋外において、資材の積卸し、運搬用機器の使用、車両の運行等騒音及び振動を伴う作業を行う場合には、より騒音及び振動の少ない作業方法への変更、防音設備の設置、作業時間の配慮及び作業を行う者への教育、指導等を行うことにより、騒音及び振動による公害の発生を防止する措置を講じなければならない。</u></p>	<p>あると認める行為を規則で指定することができる。</p> <p>2 事業者は、住居系地域において、前項の規定により規則で指定された行為を行ってはならない。ただし、公害を生ずるおそれがない場合として知事が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>3 前項の規定は、一の行為が第1項の規定により規則で指定された行為となった際現に当該行為を行っている者の当該行為については、規則で定める日から適用する。</p>
<p>第4章 指定事業所等に対する命令等 (許可違反に対する措置命令)</p> <p>第34条 知事は、第3条第1項の許可を受けることなく指定事業所を設置した者又は第8条第1項の許可を受けることなく変更をした者に対し、当該指定事業所に係る事業の全部又は一部の停止、施設の除却その他必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(指定事業所に対する改善命令等)</p> <p>第35条 知事は、指定事業所を設置している者が第25条第2項、第28条第2項又は第32条第2項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該指定事業所における排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音若しくは振動の処理の方法、施設等の構造若しくは作業の方法の改善、施設等の除却、原材料等の撤去その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該指定事業所に係る事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定は、第5条(第8条第4項において準用する場合を含む。)の条件に違反している者について準用する。</p> <p>(指定外事業所に対する改善命令等)</p> <p>第36条 前条第1項の規定は、指定外事業所を設置している者について準用する。この場合において、同項中「違反していると認めるとき」とあるのは「違反している場合で、当該指定外事業所に係る事業活動に伴って公害が生じているとき」と、「指定事業所」とあるのは「指定外事業所」と読み替えるものとする。</p>	<p>第4章 指定事業所等に対する命令等 (許可違反に対する措置命令)</p> <p>第34条 知事は、第3条第1項の許可を受けることなく指定事業所を設置した者又は第8条第1項の許可を受けることなく<u>同項の規則で定める</u>変更をした者に対し、当該指定事業所に係る事業の全部又は一部の停止、施設の除却その他必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(指定事業所に対する改善命令等)</p> <p>第35条 知事は、指定事業所を設置している者が第25条第2項、第28条第2項又は第32条第2項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該指定事業所における排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音若しくは振動の処理の方法、施設等の構造若しくは作業の方法の改善、施設等の除却、原材料等の撤去その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該指定事業所に係る事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定は、第5条(第8条第4項において準用する場合を含む。)の条件に違反している者について準用する。</p> <p>(指定外事業所に対する改善命令等)</p> <p>第36条 前条第1項の規定は、指定外事業所を設置している者について準用する。この場合において、同項中「違反していると認めるとき」とあるのは「違反している場合で、当該指定外事業所に係る事業活動に伴って公害が生じているとき」と、「指定事業所」とあるのは「指定外事業所」と読み替えるものとする。</p>

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">第5章 事業所における環境負荷の低減等 第1節 環境への負荷の低減 (環境への負荷の低減)</p> <p>第37条 事業者は、<u>次条の指針に従い、事業活動を行うに当たり、環境への負荷（神奈川県環境基本条例第2条第1号に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）を継続的に低減するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(環境への負荷の低減に関する指針)</p> <p>第38条 知事は、事業者が実施する<u>環境への負荷</u>を継続的に低減するための取組を支援するため、<u>環境への負荷の低減に関する指針</u>を定め、これを公表しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2節 化学物質の適正な管理 (化学物質の適正な管理)</p> <p>第39条 事業者は、<u>次条の指針に従い、事業活動を行うに当たり、化学物質による環境の汚染を防止するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、化学物質の適正な管理に努めなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 事業所における環境負荷の低減 第1節 公害発生要因の低減 (公害の発生要因の低減)</p> <p>第37条 事業者は、<u>事業活動を行うに当たり、公害の発生要因を継続的に低減するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>無害又はより有害性の少ない原料を選択し、及び有害な物質の使用がより少ない製造の方法を選択すること。</u> (2) <u>施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の改善等を行うことにより、物の製造、処理、廃棄等の工程から副次的に有害な物質が発生することを防止すること。</u> (3) <u>製造される物の性状及び物の製造の工程を、原材料及び水の使用並びにエネルギーの消費がより少なくなるものに転換すること。</u> (4) <u>公共用水域に排出される窒素及びその化合物並びに^{りん}及びその化合物が低減される措置をとることにより、湖沼、海域等における富栄養化に伴う水質環境の悪化を防止すること。</u> (5) <u>し尿その他の生活に起因する排水について、公共用水域の利用の態様等に応じた構造を有する処理施設により処理を行うこと。</u> (6) <u>騒音及び振動の防止に配慮した施設の選択及び作業方法の改善並びに騒音源及び振動源の継続的な低減を行うこと。</u> (7) <u>地下水の利用のより少ない作業方法及び施設の管理方法を選択するとともに、掘削工事を行う場合にあっては、地下水の排除による周辺の地盤の沈下を防止するための措置を講ずること。</u> <p style="text-align: center;">(公害の発生要因の低減に関する指針)</p> <p>第38条 知事は、事業者が実施する<u>公害の発生要因</u>を継続的に低減するための取組を支援するため、<u>公害の発生要因の低減に関する指針</u>を定め、これを公表しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2節 化学物質の適正な管理 (化学物質の適正な管理)</p> <p>第39条 事業者は、<u>事業活動を行うに当たり、化学物質による環境の汚染を防止するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、おおむね次に掲げるところにより、化学物質の適正な管理に努めなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>化学物質の管理体制の整備を行うこと。</u>

改 正	現 行
<p>(化学物質の適正な管理に関する指針) 第40条 知事は、事業者が実施する化学物質の適正な管理に係る取組を支援するため、化学物質の適正な管理に関する指針を定め、これを公表しなければならない。</p> <p>(安全性影響度の評価) 第40条の2 指定事業所の設置者は、当該指定事業所から排出される化学物質の排出量及び安全性に基づき、安全性影響度を評価するとともに、その低減について必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>(化学物質の安全性影響度の評価に関する指針) 第40条の3 知事は、指定事業所の設置者が実施する安全性影響度の評価及びその低減に係る取組を支援するため、化学物質の安全性影響度の評価に関する指針を定め、これを公表しなければならない。</p> <p>(県による化学物質情報の提供等) 第41条 知事は、事業者が実施する化学物質の適正な管理に係る取組に資するため、化学物質を適正に管理するための情報を収集及び整理するとともに、事業者に提供しなければならない。</p> <p>2 知事は、県民に対し、化学物質の性状並びに管理及び排出の状況に関する情報の提供を行うものとする。</p> <p>(化学物質管理目標の作成等) 第42条 事業者のうち、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者に該当する者は、同法第5条第2項の規定に基づく届出の際に、規則で定めるところにより、当該届出に係る<u>第一種指定化学物質</u>（同法第2条第2項に規定する<u>第一種指定化学物質</u>をいう。以下この項において同じ。）の管理に関する目標（以下「化学物質管理目標」という。）を作成し、当該化学物質管理目標及び当該届出に係る<u>第一種指定化学物質</u>の取扱量その他の規則で定める事項を知事に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により化学物質管理目標を作成した事業者は、当該化学物質管理目標の達成の状</p>	<p>(2) <u>化学物質を適正に管理するための情報の収集及び整理を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>化学物質の受入れ、保管、使用、排出及び廃棄の量及び方法の把握を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>化学物質の使用量及び排出量がより少ない技術の導入及び機器等の使用を行うこと。</u></p> <p>(5) <u>化学物質の回収、除去及び処理のためのより効率的な技術の導入及び設備の使用を行うこと。</u></p> <p>(化学物質の適正な管理に関する指針) 第40条 知事は、事業者が実施する化学物質の適正な管理に係る取組を支援するため、化学物質の適正な管理に関する指針を定め、これを公表しなければならない。</p> <p>(安全性影響度の評価) 第40条の2 指定事業所の設置者は、当該指定事業所から排出される化学物質の排出量及び安全性に基づき、安全性影響度を評価するとともに、その低減について必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>(化学物質の安全性影響度の評価に関する指針) 第40条の3 知事は、指定事業所の設置者が実施する安全性影響度の評価及びその低減に係る取組を支援するため、化学物質の安全性影響度の評価に関する指針を定め、これを公表しなければならない。</p> <p>(県による化学物質情報の提供等) 第41条 知事は、事業者が実施する化学物質の適正な管理に係る取組に資するため、化学物質を適正に管理するための情報を収集及び整理するとともに、事業者に提供しなければならない。</p> <p>2 知事は、県民に対し、化学物質の性状並びに管理及び排出の状況に関する情報の提供を行うものとする。</p> <p>(化学物質の削減に向けた取組の推進等) 第42条 事業者のうち、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律<u>(平成11年法律第86号)</u>第2条第5項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者に該当する者は、同法第5条第2項の規定に基づく届出の際に、規則で定めるところにより、当該届出に係る<u>化学物質の管理</u>に関する目標（以下「化学物質管理目標」という。）を作成し、当該化学物質管理目標及び当該届出に係る<u>化学物質の取扱量</u>その他の規則で定める事項を知事に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により化学物質管理目標を作成した事業者は、当該化学物質管理目標の達成の状</p>

改 正	現 行
<p>況について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。</p> <p>3 知事は、前2項の規定により報告された事項を、規則で定めるところにより取りまとめ、その結果を公表するものとする。</p> <p>4 第1項の規定により化学物質管理目標を作成した事業者は、県民に対し、当該化学物質管理目標及び当該化学物質管理目標の達成の状況に関する情報を提供するよう努めなければならない。</p> <p>5 知事は、前項の規定により化学物質管理目標を作成した事業者が当該化学物質管理目標及び当該化学物質管理目標の達成の状況に関する情報を県民に提供するに当たり、助言その他の支援を行うものとする。</p> <p><u>(化学物質の自主的な管理の推進)</u> <u>第42条の2 事業者は、事業活動を行うに当たり、当該事業所で製造し、使用し、処理し、排出し、又は保管する化学物質に関する情報の収集及び整理に努めなければならない。</u> <u>(化学物質の自主的な管理の状況の報告)</u> <u>第42条の3 指定事業所の設置者は、規則で定める期間ごとに、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>指定事業所の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(2) <u>指定事業所の名称及び所在地</u></p> <p>(3) <u>排出ガスに含まれる排煙指定物質及び排水に含まれる排水指定物質の種類</u></p> <p>(4) <u>当該指定事業所で製造し、使用し、処理し、又は保管している特定有害物質(過去において製造し、使用し、処理し、又は保管していたものを含む。)の種類及びその種類ごとの使用期間</u></p> <p>(5) <u>当該指定事業所における事業活動に伴って発生する規則で定める炭化水素系特定物質の種類及びその種類ごとの使用履歴</u></p> <p>(6) <u>環境に係る組織体制の整備に係る事項</u></p> <p>2 <u>知事は、前項の報告をした者に対し、化学物質の自主的な管理の推進について、必要な指導及び助言を行うことができる。</u></p> <p><u>第3節及び第4節 削除</u></p> <p><u>第43条から第46条まで 削除</u></p>	<p>況について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。</p> <p>3 知事は、前2項の規定により報告された事項を、規則で定めるところにより取りまとめ、その結果を公表するものとする。</p> <p>4 第1項の規定により化学物質管理目標を作成した事業者は、県民に対し、当該化学物質管理目標及び当該化学物質管理目標の達成の状況に関する情報を提供するよう努めなければならない。</p> <p>5 知事は、前項の規定により化学物質管理目標を作成した事業者が当該化学物質管理目標及び当該化学物質管理目標の達成の状況に関する情報を県民に提供するに当たり、助言その他の支援を行うものとする。</p> <p><u>第3節 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理</u> <u>(廃棄物の発生の抑制及び適正な処理)</u> <u>第43条 事業者は、事業活動を行うに当たり、廃棄物による環境保全上の支障を防止するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、おおむね次に掲げるところにより、廃棄物の発生の抑制及び発生した廃棄物の適正な処理に努めなければならない。</u></p>

改 正	現 行
<p>第5節 環境に係る組織体制の整備 (環境に係る組織体制の整備)</p> <p>第47条 事業者は、<u>次条の指針に従い</u>、事業活動を行うに当たり、環境への負荷を継続的に低減するため、<u>事業内容、事業所の形態等</u>に応じ、環境に係る組織体制の整備に努めなければならない。</p> <p>(環境に係る組織体制の整備に関する指針)</p> <p>第48条 知事は、事業者が実施する環境に係る組織体制の整備を支援するため、<u>環境に係る組織体制の整備に関する指針</u>を定め、これを公表しなければならない。</p> <p>第6章 特定行為の制限等 第1節 屋外における焼却の制限 (屋外における焼却の制限)</p> <p>第49条 <u>何人も</u>、<u>燃焼の際排煙又は悪臭を発生するおそれがある合成樹脂、ゴム、木材その他の</u></p>	<p>(1) <u>製造される物の性状を長期使用、再利用又は再生利用が容易であるものに転換し、及び使用された物を資源として再利用すること。</u></p> <p>(2) <u>廃棄物の処理は、減量化又は再資源化が行われる方法による処理を選択すること。</u></p> <p>(3) <u>廃棄物に含まれる物の有害性を配慮した処理方法を選択することにより、廃棄物の処理に伴う公害を防止すること。</u></p> <p>(<u>廃棄物の発生の抑制及び適正な処理に関する指針</u>)</p> <p>第44条 <u>知事は、事業者が実施する廃棄物の発生の抑制及び適正な処理に係る取組を支援するため、<u>廃棄物の発生の抑制及び適正な処理に関する指針</u>を定め、これを公表しなければならない。</u></p> <p>第4節 削除</p> <p>第45条及び第46条 削除</p> <p>第5節 環境に係る組織体制の整備 (環境に係る組織体制の整備)</p> <p>第47条 事業者は、事業活動を行うに当たり、環境への負荷を継続的に低減するため、<u>事業内容及び事業所の形態等</u>に応じ、<u>おおむね次に掲げるところにより</u>、環境に係る組織体制の整備に努めなければならない。</p> <p>(1) <u>環境の保全のための方針、目標及び計画を作成すること。</u></p> <p>(2) <u>環境の保全のための役割、責任及び権限の体制の明確化を図ること。</u></p> <p>(3) <u>施設等の点検管理の規準の整備を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>環境の保全のための従業員の教育を行うこと。</u></p> <p>(5) <u>環境に係る情報の把握及び公表の仕組みの整備を行うこと。</u></p> <p>(6) <u>事故時及び非常時における対応の仕組みの整備を行うこと。</u></p> <p>(7) <u>環境の保全のための方針、目標及び計画の実施状況並びに環境の保全のための組織体制の定期的な点検を行うこと。</u></p> <p>(環境に係る組織体制の整備に関する指針)</p> <p>第48条 知事は、事業者が実施する環境に係る組織体制の整備を支援するため、<u>環境に係る組織体制の整備に関する指針</u>を定め、これを公表しなければならない。</p> <p>第6章 特定行為の制限等 第1節 屋外燃焼行為の制限 (屋外燃焼行為の制限)</p> <p>第49条 <u>事業者は</u>、<u>燃焼の際排煙又は悪臭を発生するおそれがある合成樹脂、ゴム、木材その他</u></p>

改 正	現 行
<p>物で規則で定めるものを、屋外において焼却してはならない。ただし、次に掲げる焼却については、この限りでない。</p> <p>(1) 規則で定める焼却施設を用いる焼却 (2) 地域的慣習による催しに伴う焼却その他の規則で定める焼却（規則で定める物の焼却に限る。）</p> <p>2 前項第2号の焼却を行う者は、周辺的生活環境に影響を及ぼすことのないように努めなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項の規定に違反して焼却を行っている者に対し、焼却の中止を命ずることができる。</p>	<p>の物で規則で定めるものを、規則で定める焼却施設を用いることなく、屋外において燃焼させてはならない。ただし、地域的慣習による催しに伴う燃焼行為その他の規則で定める燃焼行為は、この限りでない。</p> <p>2 事業者以外の者及び前項ただし書の燃焼行為を行う事業者は、同項の規則で定める物を、みだりに燃焼させてはならない。</p> <p>3 知事は、第1項の規定に違反して燃焼行為を行っている事業者に対し、燃焼の中止を命ずることができる。</p>
<p>第2節 炭化水素系物質を使用する作業の制限 (炭化水素系物質の発散の防止の設備)</p> <p>第50条 炭化水素系物質を車両（交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第2条第2号に規定する車両をいう。以下同じ。）で規則で定めるものにより運搬する事業者は、当該車両に係る積卸しの作業の際における当該物質の発散の防止に必要な設備で規則で定めるものを当該車両に設けなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定に違反して必要な設備を設けていない事業者に対し、必要な設備を設けるべきことを命ずることができる。</p>	<p>第2節 炭化水素系物質を使用する作業の制限等 (炭化水素系物質の発散の防止の設備)</p> <p>第50条 炭化水素系物質を車両（交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第2条第2号に規定する車両をいう。以下同じ。）で規則で定めるものにより運搬する事業者は、当該車両に係る積卸しの作業の際における当該物質の発散の防止に必要な設備で規則で定めるものを当該車両に設けなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定に違反して必要な設備を設けていない事業者に対し、必要な設備を設けるべきことを命ずることができる。</p>
<p>第51条 削除</p>	<p>(不飽和ポリエステル樹脂の塗布作業に係る届出)</p> <p>第51条 不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業を伴うガラス繊維強化プラスチック製品の製造の作業を、指定外事業所において、反復し、又は継続して行おうとする事業者は、当該作業を開始する日の30日前までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 作業を行う場所 (3) 作業の内容 (4) 作業の実施に伴って生ずるおそれがある公害の防止の方法に関する計画 (5) その他規則で定める事項</p> <p>2 知事は、前項の届出があった場合において、当該届出に係る作業が、第25条第1項第3号の規制基準に適合しないことにより公害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、公害を防止するために必要な措置をとるよう勧告することができる。</p> <p>3 第1項の届出をした者は、同項各号に掲げる</p>

改 正	現 行
<p>第3節 船舶からの排煙の排出の制限 (船舶からの排煙の排出の制限)</p> <p>第52条 船舶を航行させる者は、規則で定める港湾において、当該船舶から規則で定める濃度以上の排煙を大気中に排出してはならない。</p> <p>第4節 拡声機騒音の規制 (拡声機騒音の規制)</p> <p>第53条 何人も、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機をいう。）から拡声機を使用して宣伝放送を行ってはならない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、何人も、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院その他の特に静穏の保持を必要とする施設の周辺の区域で規則で定めるものにおいては、屋外において、又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用して宣伝放送を行ってはならない。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、屋外において、又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用して宣伝放送を行う者は、拡声機の使用時間、音量等に関し規則で定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>4 前3項の規定は、公共のための宣伝放送その他営利を目的としない宣伝放送については、適用しない。</p> <p>5 知事は、第2項又は第3項の規定に違反して宣伝放送を行っている者に対し、当該行為の中止を命ずることができる。</p> <p>第5節 飲食店等における夜間騒音の防止 (飲食店における音響機器の使用時間の制限)</p> <p>第54条 次に掲げる地域において食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に掲げる飲食店営業のうち、設備を設けて客に飲食させる飲食店営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当するものを除く。以下「飲食店営業」という。）を営む者は、その飲食店内の規則で定める音響機器（以下この条において「音響機器」という。）から発する音が外部に漏れない防音装置を講じた場合を除き、午後11時から翌日の午前6時までの間（以下「夜間」という。）においては、当該飲食店において音響機器を使用し、又は使用させてはならない。</p> <p>(1) 住居系地域</p>	<p><u>事項の変更をしたとき又は当該作業を中止したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>第3節 船舶からの排煙の排出の制限 (船舶からの排煙の排出の制限)</p> <p>第52条 船舶を航行させる者は、規則で定める港湾において、当該船舶から規則で定める濃度以上の排煙を大気中に排出してはならない。</p> <p>第4節 拡声機騒音の規制 (拡声機騒音の規制)</p> <p>第53条 何人も、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機をいう。）から拡声機を使用して宣伝放送を行ってはならない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、何人も、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院その他の特に静穏の保持を必要とする施設の周辺の区域で規則で定めるものにおいては、屋外において、又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用して宣伝放送を行ってはならない。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、屋外において、又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用して宣伝放送を行う者は、拡声機の使用時間、音量等に関し規則で定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>4 前3項の規定は、公共のための宣伝放送その他営利を目的としない宣伝放送については、適用しない。</p> <p>5 知事は、第2項又は第3項の規定に違反して宣伝放送を行っている者に対し、当該行為の中止を命ずることができる。</p> <p>第5節 飲食店等における夜間騒音の防止 (飲食店における音響機器の使用時間の制限)</p> <p>第54条 次に掲げる地域において食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に掲げる飲食店営業のうち、設備を設けて客に飲食させる飲食店営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当するものを除く。以下「飲食店営業」という。）を営む者は、その飲食店内の規則で定める音響機器（以下この条において「音響機器」という。）から発する音が外部に漏れない防音装置を講じた場合を除き、午後11時から翌日の午前6時までの間（以下「夜間」という。）においては、当該飲食店において音響機器を使用し、又は使用させてはならない。</p> <p>(1) 住居系地域</p>

改 正	現 行
<p>(2) 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域</p> <p>(3) 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域以外の地域</p> <p>2 知事は、前項各号に掲げる地域において飲食店営業を営む者が、夜間にその飲食店内において音響機器を使用し、又は使用させることにより、騒音による公害が生じていると認めるときは、当該飲食店営業を営む者に対し、夜間における当該音響機器の使用の停止を命じ、又は防音設備の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(飲食店営業に係る営業時間の制限)</p> <p>第55条 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域（以下「住居専用地域」という。）において飲食店営業を営む者（規則で定める者を除く。次項において同じ。）は、その飲食店の付近の状況からみて騒音による公害が生ずるおそれがない場合を除き、午前零時から午前6時までの間（以下「深夜」という。）においては、営業を営んではならない。</p> <p>2 知事は、住居専用地域において飲食店営業を営む者が、深夜において営業を営んでいることにより、騒音による公害が生じていると認めるときは、当該飲食店営業を営む者に対し、深夜における営業の停止を命ずることができる。</p> <p>(飲食店に係る外部騒音の防止)</p> <p>第56条 住居専用地域以外の地域において飲食店営業を営む者は、深夜におけるその飲食店に係る外部騒音（当該飲食店の営業が誘因となって発生する当該飲食店の外部における人声、自動車の発着音、自動車の扉の開閉音等をいう。以下この条において同じ。）による公害が生ずることのないように努めなければならない。</p> <p>2 知事は、住居専用地域以外の地域において飲食店営業を営む者が、深夜において営業を営んでいることにより、その飲食店に係る外部騒音により公害が生じていると認めるときは、当該飲食店営業を営む者に対し、その営業時間を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないで飲食店営業を営んでいるときは、当該飲食店営業を営む者に対し、その営業時間の変更を命ずることができる。</p> <p>(大型小売店における夜間小売業に係る届出)</p> <p>第56条の2 小売業を営むための店舗の用に供される床面積（以下「店舗面積」という。）の合計が500平方メートルを超える一の店舗（以下「大型小売店」という。）において、夜間にお</p>	<p>(2) 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域</p> <p>(3) 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域以外の地域</p> <p>2 知事は、前項各号に掲げる地域において飲食店営業を営む者が、夜間にその飲食店内において音響機器を使用し、又は使用させることにより、騒音による公害が生じていると認めるときは、当該飲食店営業を営む者に対し、夜間における当該音響機器の使用の停止を命じ、又は防音設備の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(飲食店営業に係る営業時間の制限)</p> <p>第55条 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域（以下「住居専用地域」という。）において飲食店営業を営む者（規則で定める者を除く。次項において同じ。）は、その飲食店の付近の状況からみて騒音による公害が生ずるおそれがない場合を除き、午前零時から午前6時までの間（以下「深夜」という。）においては、営業を営んではならない。</p> <p>2 知事は、住居専用地域において飲食店営業を営む者が、深夜において営業を営んでいることにより、騒音による公害が生じていると認めるときは、当該飲食店営業を営む者に対し、深夜における営業の停止を命ずることができる。</p> <p>(飲食店に係る外部騒音の防止)</p> <p>第56条 住居専用地域以外の地域において飲食店営業を営む者は、深夜におけるその飲食店に係る外部騒音（当該飲食店の営業が誘因となって発生する当該飲食店の外部における人声、自動車の発着音、自動車の扉の開閉音等をいう。以下この条において同じ。）による公害が生ずることのないように努めなければならない。</p> <p>2 知事は、住居専用地域以外の地域において飲食店営業を営む者が、深夜において営業を営んでいることにより、その飲食店に係る外部騒音により公害が生じていると認めるときは、当該飲食店営業を営む者に対し、その営業時間を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないで飲食店営業を営んでいるときは、当該飲食店営業を営む者に対し、その営業時間の変更を命ずることができる。</p> <p>(大型小売店における夜間小売業に係る届出)</p> <p>第56条の2 小売業を営むための店舗の用に供される床面積（以下「店舗面積」という。）の合計が500平方メートルを超える一の店舗（以下「大型小売店」という。）において、夜間にお</p>

改 正	現 行
<p>ける小売業（以下「夜間小売業」という。）を営もうとする者は、当該夜間小売業を開始する日の30日前までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗において、夜間小売業を営もうとするときは、この限りでない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 大型小売店の名称及び所在地</p> <p>(3) 夜間小売業を開始する日</p> <p>(4) 店舗面積</p> <p>(5) 開店及び閉店時刻</p> <p>(6) 大型小売店の夜間小売業に伴って生ずるおそれがある騒音による公害の防止の方法に関する計画</p> <p>(7) その他規則で定める事項</p> <p>2 前項の届出をした者は、同項第3号から第7号までに掲げる事項（同項第5号に掲げる事項にあっては、閉店時刻の繰上げを除く。）の変更をしようとするときは、その変更の日の30日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 第1項の届出をした者は、同項第1号、第2号又は第5号に掲げる事項（同項第5号に掲げる事項にあっては、閉店時刻の繰上げに限る。）の変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>4 第1項の届出をした者は、当該夜間小売業を廃止したとき又は同項に規定する者に該当しなくなったときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。（大型小売店における夜間小売業に係る指導等）</p> <p>第56条の3 知事は、前条第1項又は第2項の届出をした者に対し、夜間における騒音による公害の防止について、必要な指導及び助言を行うことができる。</p> <p>（大型小売店における夜間小売業に係る承継）</p> <p>第56条の4 第56条の2第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（当該夜間小売業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該夜間小売業を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により第56条の2第1項の届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>（大型小売店に係る外部騒音の防止）</p>	<p>ける小売業（以下「夜間小売業」という。）を営もうとする者は、当該夜間小売業を開始する日の30日前までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗において、夜間小売業を営もうとするときは、この限りでない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 大型小売店の名称及び所在地</p> <p>(3) 夜間小売業を開始する日</p> <p>(4) 店舗面積</p> <p>(5) 開店及び閉店時刻</p> <p>(6) 大型小売店の夜間小売業に伴って生ずるおそれがある騒音による公害の防止の方法に関する計画</p> <p>(7) その他規則で定める事項</p> <p>2 前項の届出をした者は、同項第3号から第7号までに掲げる事項（同項第5号に掲げる事項にあっては、閉店時刻の繰上げを除く。）の変更をしようとするときは、その変更の日の30日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 第1項の届出をした者は、同項第1号、第2号又は第5号に掲げる事項（同項第5号に掲げる事項にあっては、閉店時刻の繰上げに限る。）の変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>4 第1項の届出をした者は、当該夜間小売業を廃止したとき又は同項に規定する者に該当しなくなったときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。（大型小売店における夜間小売業に係る指導等）</p> <p>第56条の3 知事は、前条第1項又は第2項の届出をした者に対し、夜間における騒音による公害の防止について、必要な指導及び助言を行うことができる。</p> <p>（大型小売店における夜間小売業に係る承継）</p> <p>第56条の4 第56条の2第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（当該夜間小売業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該夜間小売業を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により第56条の2第1項の届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>（大型小売店に係る外部騒音の防止）</p>

改 正	現 行
<p>第56条の5 大型小売店において夜間小売業を営む者は、夜間におけるその大型小売店に係る外部騒音（当該大型小売店の営業が誘因となって発生する当該大型小売店の外部における人声、自動車の発着音、自動車の扉の開閉音等をいう。以下この条において同じ。）による公害が生ずることのないように努めなければならない。</p> <p>2 知事は、大型小売店において夜間小売業を営む者が、夜間小売業を営んでいることにより、その大型小売店に係る外部騒音により公害が生じていると認めるときは、当該夜間小売業を営む者に対し、その営業時間の変更その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないで夜間小売業を営んでいるときは、当該夜間小売業を営む者に対し、その営業時間の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p style="text-align: center;">第6節 削除</p>	<p>第56条の5 大型小売店において夜間小売業を営む者は、夜間におけるその大型小売店に係る外部騒音（当該大型小売店の営業が誘因となって発生する当該大型小売店の外部における人声、自動車の発着音、自動車の扉の開閉音等をいう。以下この条において同じ。）による公害が生ずることのないように努めなければならない。</p> <p>2 知事は、大型小売店において夜間小売業を営む者が、夜間小売業を営んでいることにより、その大型小売店に係る外部騒音により公害が生じていると認めるときは、当該夜間小売業を営む者に対し、その営業時間の変更その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないで夜間小売業を営んでいるときは、当該夜間小売業を営む者に対し、その営業時間の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p style="text-align: center;">第6節 <u>屋外作業に伴う騒音及び振動公害の防止</u></p> <p style="text-align: center;">（屋外作業に伴う騒音及び振動公害の防止）</p>
<p>第57条 削除</p> <p style="text-align: center;">第7章 土壌、地下水及び地盤環境の保全</p> <p style="text-align: center;">第1節 土地の区画形質の変更に伴う公害の防止</p> <p>（土地の区画形質の変更に伴う公害の防止）</p> <p>第58条 土地の区画形質の変更を行おうとする者は、当該土地の土壌の<u>汚染状態及び当該土地に埋め立てられた物の状態に配慮し、汚染された土壌又は埋め立てられた物に起因する公害が発生しない方法により行うように努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>特定有害物質又はダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）による汚染状態が規則で定める基準に適合していない土壌が存在する土地（当該土壌が存在するおそれがあると認められる土地を含む。）として規則で定める土地（以下「汚染された土地」という。）において土地の区画形質の変更（当該変更を起因して公害が生ずるおそれがないことが明ら</u></p>	<p>第57条 <u>事業者は、屋外において、資材の積卸し、運搬用機器の使用、車両の運行等騒音及び振動を伴う作業を行う場合には、より騒音及び振動の少ない作業方法への変更、防音設備の設置、作業時間の配慮及び作業を行う者への教育、指導等を行うことにより、騒音及び振動による公害の発生を防止する措置を講じなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 土壌、地下水及び地盤環境の保全</p> <p style="text-align: center;">第1節 土地の区画形質の変更に伴う公害の防止</p> <p>（土地の区画形質の変更に伴う公害の防止）</p> <p>第58条 <u>事業者は、土地の区画形質の変更を行おうとするときは、当該土地の土壌の汚染の状態及び当該土地に埋め立てられた物の状態に配慮し、汚染された土壌又は埋め立てられた物に起因する公害が発生しない方法により行うように努めなければならない。</u></p>

改 正	現 行
<p><u>かなものを除く。)を行おうとする者は、あらかじめ、当該変更起因して生ずる公害を防止するために必要な計画その他の事項について、当該汚染された土地の周辺の地域の住民等に周知させるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態が、前項の規則で定める基準に適合していない土壌として規則で定める土壌(以下「汚染土壌」という。)の運搬又は処理を他人に委託する者は、当該運搬又は処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(汚染された土地に係る情報の提供)</u></p> <p><u>第58条の2 汚染された土地の所有者、管理者又は占有者(次条第2項において「土地所有者等」という。)は、当該汚染された土地を譲渡し、貸与し、又は返還しようとするときは、その譲渡し、貸与し、又は返還しようとする相手方に対し、当該汚染された土地の汚染状態に関する情報を提供するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(汚染土壌による埋立て等の禁止等)</u></p> <p><u>第58条の3 何人も、汚染土壌を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積(以下この条において「埋立て等」という。)を行ってはならない。ただし、生活環境を保全するために必要な措置として規則で定める措置が講じられている埋立て等にあつては、この限りでない。</u></p> <p><u>2 土地所有者等は、前項の規定に違反することとなる埋立て等を行わせるために、その所有し、管理し、又は占有する土地を譲渡し、又は使用させてはならない。</u></p> <p><u>(汚染土壌の運搬に伴う公害の防止)</u></p> <p><u>第58条の4 汚染土壌を運搬する者は、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>(2) 汚染土壌とその他の物を混載する場合は、運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。</u></p> <p><u>(3) 異なる汚染された土地から搬出された汚染土壌を混載する場合は、搬出された汚染された土地ごとに区分して運搬すること(当該汚染土壌を一の施設において処理する場合を除く。)</u></p> <p><u>(汚染土壌の処理に伴う公害の防止)</u></p>	

改 正	現 行
<p><u>第58条の5 汚染土壌の処理を行う者は、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 処理する汚染土壌の特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態に照らして適切と認められる方法により処理を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>(3) 処理した汚染土壌を搬出する場合は、あらかじめ、当該処理した汚染土壌が第58条第2項の規則で定める基準に適合するものであることを確認すること（当該処理した汚染土壌の処理を他人に委託するために搬出する場合を除く。）。</u></p> <p><u>(4) 汚染土壌の処理を業として行う場合は、当該処理を行う土地の周辺における汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両による公害の発生を防止すること。</u></p> <p><u>(土壌汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針)</u></p>	
<p><u>第58条の6 知事は、特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針を定め、これを公表しなければならない。</u></p> <p>第2節 特定有害物質使用地の適正管理 (特定有害物質の使用状況等の記録の管理等)</p> <p>第59条 特定有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する事業所（以下「特定有害物質使用事業所」という。）を設置している者は、規則で定めるところにより、特定有害物質使用事業所における特定有害物質の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。</p> <p>2 特定有害物質使用事業所を設置している者は、特定有害物質使用事業所の敷地（特定有害物質使用事業所が特定有害物質使用事業所に該当しない事業所となった場合の当該事業所の敷地及び特定有害物質使用事業所が廃止された場合の当該特定有害物質使用事業所の敷地であった土地を含む。以下「特定有害物質使用地」という。）を譲渡しようとするとき又は借り受けていた土地に特定有害物質使用事業所を設置していた場合において当該特定有害物質使用地を返還しようとするときあつては前項の記録を、特定有害物質使用地を貸与しようとするとき</p>	<p>第2節 特定有害物質使用地の適正管理 (特定有害物質の使用状況等の記録の管理等)</p> <p>第59条 特定有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する事業所（以下「特定有害物質使用事業所」という。）を設置している者は、規則で定めるところにより、特定有害物質使用事業所における特定有害物質の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。</p> <p>2 特定有害物質使用事業所を設置している者は、特定有害物質使用事業所の敷地（特定有害物質使用事業所が特定有害物質使用事業所に該当しない事業所となった場合の当該事業所の敷地及び特定有害物質使用事業所が廃止された場合の当該特定有害物質使用事業所の敷地であった土地を含む。以下「特定有害物質使用地」という。）を譲渡しようとするとき又は借り受けていた土地に特定有害物質使用事業所を設置していた場合において当該特定有害物質使用地を返還しようとするときあつては前項の記録を、特定有害物質使用地を貸与しようとするとき</p>

改正	現行
<p>きにあつては同項の記録の写しを、特定有害物質使用地を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならない。特定有害物質使用地を譲り受け、又は返還を受けた者にあつても、同様とする。</p> <p>3 特定有害物質使用事業所を設置している者は、当該特定有害物質使用事業所を廃止しようとするときは、<u>前条の指針に基づき、規則で定めるところにより、当該特定有害物質使用事業所に係る特定有害物質使用地における特定有害物質による<u>土壤の汚染の状況</u>を調査し、その結果その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。ただし、当該特定有害物質使用地において、<u>土壤汚染状況調査（土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条第2項に規定する土壤汚染状況調査をいう。以下同じ。）（同法第14条第3項の規定により土壤汚染状況調査とみなされる調査を含む。以下この項において同じ。）</u>が行われた場合にあつては、当該<u>土壤汚染状況調査の内容が本文の規定による調査と重複すると認められる限りにおいて、当該調査をすることを要しない。</u></u></p> <p>4 知事は、前項の<u>報告</u>を受けた場合において、<u>当該報告に係る特定有害物質使用地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第58条第2項の規則で定める基準に適合していないと認めるときは、当該特定有害物質使用地の所在その他の規則で定める事項を公表するものとする。</u></p> <p>（特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更の実施等）</p> <p>第60条 事業者は、特定有害物質使用地において土地の区画形質の変更を行おうとするときは、土地の区画形質の変更に係る計画その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。<u>ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の届出を行った事業者は、<u>当該届出に係る土地の区画形質の変更（土地の形質の変更であつて、当該変更起因して公害が生ずるおそれがないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。）</u>を行う前に、<u>第58条の6の指針に基づき、規則で定めるところにより、特</u></p>	<p>きにあつては同項の記録の写しを、特定有害物質使用地を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならない。特定有害物質使用地を譲り受け、又は返還を受けた者にあつても、同様とする。</p> <p>3 特定有害物質使用事業所を設置している者は、当該特定有害物質使用事業所を廃止しようとするときは、<u>規則で定めるところにより、調査を行い、その結果その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>4 知事は、前項の<u>届出</u>を受けた場合において、<u>特定有害物質による汚染により土壤の汚染の状況が規則で定める土壤汚染に係る基準に適合していないと認めるときは、土壤の汚染が確認された土地の住所その他の規則で定める事項を公表するものとする。</u></p> <p><u>（土壤調査に係る勧告）</u></p> <p><u>第59条の2 知事は、前条第3項に規定する者が同項の規定による調査を実施していないと認めるときは、期限を定めて、調査の実施を適正に行うよう勧告することができる。</u></p> <p>（特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更の実施等）</p> <p>第60条 事業者は、特定有害物質使用地において土地の区画形質の変更を行おうとするときは、土地の区画形質の変更に係る計画その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の届出を行った事業者は、<u>当該土地の区画形質の変更を実施する前に、規則で定めるところにより、特定有害物質使用地における土壤の特定有害物質による汚染状況に係る調査を実施し、その結果を知事に報告しなければならない。</u></p>

改 正	現 行
<p>定有害物質使用地における特定有害物質による<u>土壤の汚染の状況に係る調査を実施し、その結果を知事に報告しなければならない。この場合において、前条第3項ただし書の規定は、この項の規定による調査について準用する。</u></p> <p>3 <u>知事は、前項の報告（土地の区画の変更に係るものに限る。）を受けた場合において、当該報告に係る特定有害物質使用地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第58条第2項の規則で定める基準に適合していないと認めるときは、当該特定有害物質使用地の所在その他の規則で定める事項を公表するものとする。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定による調査を実施した事業者は、特定有害物質使用地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第58条第2項の規則で定める基準に適合していないことを確認したときは、第58条の6の指針に基づき、当該土地の区画形質の変更に伴う当該汚染された土壤に起因する公害を防止するために必要な計画（以下「特定有害物質使用地公害防止計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、当該特定有害物質使用地について、土壤汚染対策法第6条第1項又は同法第11条第1項の規定による指定がされた場合にあつては、当該指定に係る土地の区域については、特定有害物質使用地公害防止計画（当該指定に係る特定有害物質の種類と同一の特定有害物質に係るものに限る。）を作成することを要しない。</u></p> <p>5 <u>前項の規定による特定有害物質使用地公害防止計画を作成した事業者は、当該特定有害物質使用地公害防止計画を誠実に実施し、当該特定有害物質使用地公害防止計画を完了したときは、その結果を知事に報告しなければならない。</u></p> <p>6 <u>事業者は、非常災害のために必要な応急措置として特定有害物質使用地（前条第3項本文又はこの条第2項の規定による調査により土壤の汚染が確認された土地に限る。）において土地の形質の変更を行ったときは、その日から起算して14日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</u> （周知計画の提出） 第60条の2 土地の区画形質の変更を行う事業者のうち規則で定める者は、第58条の6の指針に</p>	<p>現 行</p> <p>3 <u>前項の規定による調査を実施した事業者は、特定有害物質使用地の土壤が規則で定める土壤汚染に係る基準に適合していないことが確認されたときは、当該土地の区画形質の変更に伴う当該汚染された土壤に起因する公害を防止するために必要な計画（以下「特定有害物質使用地公害防止計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>4 <u>前項の規定による特定有害物質使用地公害防止計画を作成した事業者は、当該特定有害物質使用地公害防止計画を誠実に実施し、当該特定有害物質使用地公害防止計画を完了したときは、その結果を知事に報告しなければならない。</u></p> <p>（周知計画の提出） 第60条の2 土地の区画形質の変更を行う事業者のうち規則で定める者は、規則で定めるところ</p>

改 正	現 行
<p>に基づき、規則で定めるところにより土地の区画形質の変更の周知計画（以下「周知計画」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により周知計画を作成した事業者は、当該周知計画を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により周知計画を作成した事業者は、当該周知計画を誠実に実施し、当該周知計画を完了したときは、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>（特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更に係る指導等）</p> <p>第61条 知事は、第60条第2項の規定による調査の実施、<u>同条第4項の規定による特定有害物質使用地公害防止計画の作成、同条第5項の規定による特定有害物質使用地公害防止計画の実施、前条第1項の規定による周知計画の作成及び同条第3項の規定による周知計画の実施について、必要な指導及び助言を行うものとする。</u></p> <p>（土壌調査結果記録等の管理）</p> <p>第62条 <u>第59条第3項本文若しくは第60条第2項の規定による調査を実施した者又は同条第5項の規定による特定有害物質使用地公害防止計画を実施した者は、記録を作成し、保存しておかなければならない。</u></p> <p>2 前項に規定する者は、特定有害物質使用地を譲渡しようとするとき又は借り受けていた特定有害物質使用地において<u>第59条第3項本文若しくは第60条第2項の規定による調査若しくは同条第5項の規定による特定有害物質使用地公害防止計画を実施した場合において当該特定有害</u></p>	<p>により土地の区画形質の変更の周知計画（以下「周知計画」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により周知計画を作成した事業者は、当該周知計画を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により周知計画を作成した事業者は、当該周知計画を誠実に実施し、当該周知計画を完了したときは、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>（特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更に係る指導等）</p> <p>第61条 知事は、第60条第2項の規定による調査の実施、<u>同条第3項の規定による特定有害物質使用地公害防止計画の作成、同条第4項の規定による特定有害物質使用地公害防止計画の実施、前条第1項の規定による周知計画の作成及び同条第3項の規定による周知計画の実施について、必要な指導及び助言を行うものとする。</u></p> <p><u>2 知事は、第60条第1項の事業者が同項の規定による届出を行っていないと認める場合、同条第2項の事業者が同項の規定による調査の実施を行っていないと認める場合、同条第3項の事業者が同項の規定による特定有害物質使用地公害防止計画を作成していないと認める場合、同条第4項の事業者が同項の規定による特定有害物質使用地公害防止計画の実施を適正に行っていないと認める場合、前条第1項の事業者が同項の規定による周知計画の作成を行っていないと認める場合又は同条第3項の事業者が同項の規定による周知計画の実施を適正に行っていないと認める場合で、土地の区画形質の変更に伴う汚染された土壤に起因する公害が生ずるおそれがあると認めるときは、期限を定めて、区画形質の変更の届出、調査の実施、特定有害物質使用地公害防止計画の作成、特定有害物質使用地公害防止計画の実施、周知計画の作成又は周知計画の実施を適正に行うよう勧告することができる。</u></p> <p>（土壌調査結果記録等の管理）</p> <p>第62条 <u>第59条第3項若しくは第60条第2項の規定による調査を実施した者又は同条第4項の規定による特定有害物質使用地公害防止計画を実施した者は、記録を作成し、保存しておかなければならない。</u></p> <p>2 前項に規定する者は、特定有害物質使用地を譲渡しようとするとき又は借り受けていた特定有害物質使用地において<u>第59条第3項若しくは第60条第2項の規定による調査若しくは同条第4項の規定による特定有害物質使用地公害防止計画を実施した場合において当該特定有害物質</u></p>

改 正	現 行
<p>物質使用地を返還しようとするときにあつては前項の記録を、特定有害物質使用地を貸与しようとするときにあつては同項の記録の写しを、特定有害物質使用地を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならない。特定有害物質使用地を譲り受け、又は返還を受けた者にあつても、同様とする。</p> <p><u>(土壤汚染による地下水への影響の調査)</u></p> <p><u>第62条の2 第59条第3項本文若しくは第60条第2項の規定による調査（以下この条において「条例調査」という。）又は土壤汚染状況調査の結果、当該条例調査又は土壤汚染状況調査を行った土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第58条第2項の規則で定める基準（規則で定める事項を除く。）に適合していないと認められたときは、当該条例調査を行った者又は当該土壤汚染状況調査をさせた者は、第58条の6の指針に基づき、当該土壤の汚染による地下水への影響を調査し、その結果を知事に報告しなければならない。</u></p> <p>(特定有害物質使用地における記録の交付等を要しない場合)</p> <p>第63条 特定有害物質使用地において、土地の区画形質の変更に伴う汚染された土壤に起因する公害の発生が見込まれない場合として規則で定める場合は、第59条から前条までの規定は、適用しない。</p> <p>(ダイオキシン類に係る記録の管理等)</p> <p>第63条の2 <u>ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設を設置する事業所（以下「ダイオキシン類管理対象事業所」という。）を設置している者は、規則で定めるところにより、ダイオキシン類管理対象事業所における当該施設の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。</u></p> <p>2 <u>第59条（第1項及び第3項ただし書を除く。以下この項において同じ。）の規定は、ダイオキシン類管理対象事業所について準用する。この場合において、同条中「特定有害物質使用事業所」とあるのは「ダイオキシン類管理対象事業所」と、「特定有害物質使用地」とあるのは「ダイオキシン類管理対象地」と、「特定有害物質による」とあるのは「ダイオキシン類による」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準用)</p>	<p>使用地を返還しようとするときにあつては前項の記録を、特定有害物質使用地を貸与しようとするときにあつては同項の記録の写しを、特定有害物質使用地を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならない。特定有害物質使用地を譲り受け、又は返還を受けた者にあつても、同様とする。</p> <p>(特定有害物質使用地における記録の交付等を要しない場合)</p> <p>第63条 特定有害物質使用地において、土地の区画形質の変更に伴う汚染された土壤に起因する公害の発生が見込まれない場合として規則で定める場合は、第59条から前条までの規定は、適用しない。</p> <p>(ダイオキシン類に係る記録の管理等)</p> <p>第63条の2 <u>ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第2項に規定する特定施設を設置する事業所（以下「ダイオキシン類管理対象事業所」という。）を設置している者は、規則で定めるところにより、ダイオキシン類管理対象事業所における当該施設の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。</u></p> <p>2 <u>第59条（第1項を除く。）及び第59条の2の規定は、ダイオキシン類管理対象事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「特定有害物質使用事業所」とあるのは「ダイオキシン類管理対象事業所」と、「特定有害物質使用地」とあるのは「ダイオキシン類管理対象地」と、「特定有害物質による」とあるのは「ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）による」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準用)</p>

改 正	現 行
<p>第63条の3 第60条(第4項ただし書を除く。) から第63条までの規定は、ダイオキシン類管理 対象地について準用する。この場合において、 これらの規定中「特定有害物質使用地」とある のは「ダイオキシン類管理対象地」と、「特定 有害物質による」とあるのは「ダイオキシン類 による」と、「特定有害物質使用地公害防止計 画」とあるのは「ダイオキシン類管理対象地公 害防止計画」と読み替えるものとする。 第3節及び第4節 削除</p> <p>第64条から第72条まで 削除</p>	<p>第63条の3 第60条から第62条までの規定は、ダ イオキシン類管理対象地について準用する。こ の場合において、これらの規定中「特定有害物 質使用地」とあるのは「ダイオキシン類管理対 象地」と、「特定有害物質による」とあるのは 「ダイオキシン類による」と、「特定有害物質 使用地公害防止計画」とあるのは「ダイオキシ ン類管理対象地公害防止計画」と読み替えるも のとする。 第3節 特定廃棄物処分場敷地等の適正 管理 (特定廃棄物処分場敷地等の記録の管理等) 第64条 廃棄物処分場で規則で定めるもの(以下 「特定廃棄物処分場」という。)を設置してい る者は、当該特定廃棄物処分場における廃棄物 の種類、埋め立てた場所の区画その他の規則で 定める事項を記録しておかなければならない。 2 特定廃棄物処分場を設置している者は、特定 廃棄物処分場の敷地(特定廃棄物処分場が廃止 された場合の当該特定廃棄物処分場の敷地であ った土地(以下「特定廃棄物処分場跡地」とい う。))を含む。以下「特定廃棄物処分場敷地 等」という。)を譲渡しようとするとき又は借 り受けていた土地に特定廃棄物処分場を設置し ていた場合において当該特定廃棄物処分場敷地 等を返還しようとするときにあつては前項の記 録を、特定廃棄物処分場敷地等を貸与しようと するときにあつては同項の記録の写しを、特定 廃棄物処分場敷地等を譲渡し、若しくは返還 し、又は貸与しようとする相手方に交付しなけ ればならない。特定廃棄物処分場敷地等を譲り 受け、又は返還を受けた者にあつても、同様と する。 (特定廃棄物処分場跡地における土地の区画形質 の変更の実施等) 第65条 事業者は、特定廃棄物処分場跡地におい て土地の区画形質の変更を行おうとするとき は、土地の区画形質の変更に係る計画その他規 則で定める事項を知事に届け出なければならない。 2 前項の届出を行った事業者は、当該土地の区 画形質の変更を実施する前に、規則で定めると ころにより、特定廃棄物処分場跡地に埋め立て られた物の状況及び特定廃棄物処分場跡地にお ける土壌の汚染状況に係る調査を実施し、その 結果を知事に報告しなければならない。 3 前項の規定による調査を実施した事業者は、 当該土地の区画形質の変更に伴う当該土地に埋 め立てられた物又は汚染された土壌に起因する 公害を防止するために必要な計画(以下「処分 場跡地公害防止計画」という。)を作成し、知</p>

改正	現行
	<p>事に提出しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による処分場跡地公害防止計画を作成した事業者は、当該処分場跡地公害防止計画を誠実に実施し、処分場跡地公害防止計画が完了したときは、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>(特定廃棄物処分場跡地における土地の区画形質の変更に係る指導等)</p> <p>第66条 知事は、前条第2項の規定による調査の実施、同条第3項の規定による処分場跡地公害防止計画の作成及び同条第4項の規定による処分場跡地公害防止計画の実施について、必要な指導及び助言を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前条第2項の事業者が同項の規定による調査を実施していないと認める場合、同条第3項の事業者が同項の規定による処分場跡地公害防止計画を作成していないと認める場合又は同条第4項の事業者が同項の規定による処分場跡地公害防止計画の実施を適正に行っていないと認める場合で、当該土地の区画形質の変更に伴う当該土地に埋め立てられた物又は汚染された土壌に起因する公害が生ずるおそれがあると認めるときは、期限を定めて、調査の実施、処分場跡地公害防止計画の作成又は処分場跡地公害防止計画の実施を適正に行うよう勧告することができる。</p> <p>(処分場跡地公害防止計画の実施記録の管理)</p> <p>第67条 第65条第2項の規定による調査を実施した者及び同条第4項の規定による処分場跡地公害防止計画を実施した者は、それぞれの記録を作成し、保存しておかななければならない。</p> <p>2 前項に規定する者は、特定廃棄物処分場跡地を譲渡しようとするとき又は借り受けていた特定廃棄物処分場跡地において第65条第2項の規定による調査若しくは同条第4項の規定による処分場跡地公害防止計画を実施した場合において当該特定廃棄物処分場跡地を返還しようとするときにあつては前項の記録を、特定廃棄物処分場跡地を貸与しようとするときにあつては同項の記録の写しを、特定廃棄物処分場跡地を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならない。特定廃棄物処分場跡地を譲り受け、又は返還を受けた者にあつても、同様とする。</p> <p>(特定廃棄物処分場敷地等における記録の交付等を要しない場合)</p> <p>第68条 特定廃棄物処分場敷地等において、土地の区画形質の変更に伴う当該土地に埋め立てられた物又は汚染された土壌に起因する公害の発生が見込まれない場合として規則で定める場合は、第64条から前条までの規定は適用しない。</p>

改正	現行
<p style="text-align: center;">第5節 地盤の沈下の防止 (地下水採取の規制地域の指定)</p> <p>第73条 知事は、地下水を採取したことにより地盤の沈下が生じている地域並びに地盤及び地下水の状況から地盤の沈下が生ずるおそれがあると認める地域を地下水の採取を規制する地域として規則で指定することができる。 (地下水採取量の削減等)</p> <p>第74条 前条の規則で指定された地域（以下「指定地域」という。）内において地下水を採取している者は、地下水を合理的かつ適正に使用することにより、地下水の採取量の削減に努めなければならない。 (地下水採取の許可)</p> <p>第75条 指定地域内において規則で定める揚水施設を設置し、地下水を採取しようとする事業者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、工業用水法（昭和31年法律第146号）第3条第1項及び温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の適用を受ける者にあつては、この限りでない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 揚水施設の数、位置及び構造</p> <p>(3) 地下水の採取予定量及び用途</p> <p>(4) その他規則で定める事項 (許可の基準等)</p> <p>第76条 知事は、前条第1項の許可の申請があつた場合には、速やかにこれを審査するものとし、許可の申請に係る揚水施設の構造等が規則で定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。ただし、当該申請に係る地下水の採取が、次の各号のいずれかに該当すると知事が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 防災又は消防の用に供するとき。</p> <p>(2) 汚染された地下水の浄化対策のために地下水を採取するとき。</p> <p>(3) 規則で定める用途に供する地下水の採取で、他の水源をもって地下水に代えることが著しく困難であるとき。</p> <p>2 知事は、前条第1項の許可には、地盤の沈下の防止のために必要な限度において、条件を付することができる。 (開始の届出)</p> <p>第77条 第75条第1項の許可を受けた者は、当該</p>	<p style="text-align: center;">第4節 削除</p> <p><u>第69条から第72条まで</u> 削除</p> <p style="text-align: center;">第5節 地盤の沈下の防止 (地下水採取の規制地域の指定)</p> <p>第73条 知事は、地下水を採取したことにより地盤の沈下が生じている地域並びに地盤及び地下水の状況から地盤の沈下が生ずるおそれがあると認める地域を地下水の採取を規制する地域として規則で指定することができる。 (地下水採取量の削減等)</p> <p>第74条 前条の規則で指定された地域（以下「指定地域」という。）内において地下水を採取している者は、地下水を合理的かつ適正に使用することにより、地下水の採取量の削減に努めなければならない。 (地下水採取の許可)</p> <p>第75条 指定地域内において規則で定める揚水施設を設置し、地下水を採取しようとする事業者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、工業用水法（昭和31年法律第146号）第3条第1項及び温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の適用を受ける者にあつては、この限りでない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 揚水施設の数、位置及び構造</p> <p>(3) 地下水の採取予定量及び用途</p> <p>(4) その他規則で定める事項 (許可の基準等)</p> <p>第76条 知事は、前条第1項の許可の申請があつた場合には、速やかにこれを審査するものとし、許可の申請に係る揚水施設の構造等が規則で定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。ただし、当該申請に係る地下水の採取が、次の各号のいずれかに該当すると知事が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 防災又は消防の用に供するとき。</p> <p>(2) 汚染された地下水の浄化対策のために地下水を採取するとき。</p> <p>(3) 規則で定める用途に供する地下水の採取で、他の水源をもって地下水に代えることが著しく困難であるとき。</p> <p>2 知事は、前条第1項の許可には、地盤の沈下の防止のために必要な限度において、条件を付することができる。 (開始の届出)</p> <p>第77条 第75条第1項の許可を受けた者は、当該</p>

改 正	現 行
<p>許可を受けた地下水の採取を開始したときは、その日から起算して15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>許可を受けた地下水の採取を開始したときは、その日から起算して15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p>
<p>(変更の許可)</p>	<p>(変更の許可)</p>
<p>第78条 第75条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第2項第2号又は第3号に掲げる事項の変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p>	<p>第78条 第75条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第2項第2号又は第3号に掲げる事項の変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p>
<p>2 前項の許可を受けた者は、当該許可に基づき当該許可に係る変更をしたときは、その日から起算して15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>2 前項の許可を受けた者は、当該許可に基づき当該許可に係る変更をしたときは、その日から起算して15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p>
<p>3 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る変更の計画を中止したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>3 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る変更の計画を中止したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p>
<p>4 第76条の規定は、第1項の許可について準用する。</p>	<p>4 第76条の規定は、第1項の許可について準用する。</p>
<p>(変更の届出)</p>	<p>(変更の届出)</p>
<p>第79条 第75条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第2項第1号に掲げる事項の変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>第79条 第75条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第2項第1号に掲げる事項の変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p>
<p>(承継)</p>	<p>(承継)</p>
<p>第80条 第75条第1項の許可を受けた者から当該施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該施設に係る当該許可を受けた者の地位を承継する。</p>	<p>第80条 第75条第1項の許可を受けた者から当該施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該施設に係る当該許可を受けた者の地位を承継する。</p>
<p>2 第75条第1項の許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該施設を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。</p>	<p>2 第75条第1項の許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該施設を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。</p>
<p>3 前2項の規定により第75条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があった日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>3 前2項の規定により第75条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があった日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p>
<p>(規制地域の変更に伴う届出)</p>	<p>(規制地域の変更に伴う届出)</p>
<p>第81条 第73条の規則の改正により一の地域が指定地域となった際現に当該地域において第75条第1項の規則で定める揚水施設により地下水を採取している者は、当該地域が指定地域となった日から起算して30日以内に、同条第2項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p>	<p>第81条 第73条の規則の改正により一の地域が指定地域となった際現に当該地域において第75条第1項の規則で定める揚水施設により地下水を採取している者は、当該地域が指定地域となった日から起算して30日以内に、同条第2項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p>
<p>2 前項の届出をした者は、第75条第1項の許可を受けたものとみなす。</p>	<p>2 前項の届出をした者は、第75条第1項の許可を受けたものとみなす。</p>
<p>(廃止の届出)</p>	<p>(廃止の届出)</p>
<p>第82条 第75条第1項の許可を受けた者は、地下水の採取を取りやめたときは、その日から起算</p>	<p>第82条 第75条第1項の許可を受けた者は、地下水の採取を取りやめたときは、その日から起算</p>

改 正	現 行
<p>して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。 (許可の失効)</p> <p>第83条 第75条第1項の許可を受けた者について、前条の届出があったとき又は第73条の規則の改正若しくは第75条第1項の規則の改正により同項の許可を要する者に該当しなくなったときは、当該許可を受けた者に係る同項の許可は、その効力を失う。第78条第3項の届出があった場合の同条第1項の許可についても、同様とする。 (許可の取消し)</p> <p>第84条 知事は、第75条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 詐欺その他不正な手段により、第75条第1項又は第78条第1項の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 第78条第1項の規定に違反して変更をしたとき。</p> <p>(3) 第86条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(4) 当該許可に係る地下水の採取を許可の日から起算して1年以内に開始せず、又は1年以上引き続き休止している場合で、当該採取を開始し、又は再開する見込みがないとき。</p> <p>2 知事は、第78条第1項の許可を受けた者が許可の日から起算してその許可に係る変更に関し1年以内に着手せず、又は当該変更を1年以上中断しているときは、同項の許可を取り消すことができる。 (採取量等の測定等)</p> <p>第85条 指定地域において、第75条第1項の規則で定める揚水施設により地下水を採取している者は、規則で定めるところにより、地下水の採取量及び水位を測定し、及び記録し、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>2 指定地域の周辺の地域で規則で定めるものにおいて、第75条第1項の規則で定める揚水施設により地下水を採取している者は、規則で定めるところにより、地下水の採取量を測定し、及び記録し、その結果を知事に報告しなければならない。 (地盤沈下防止に係る命令)</p> <p>第86条 知事は、地下水の採取による地盤の沈下を防止するため必要があると認めるときは、指定地域内において第75条第1項の規則で定める揚水施設により地下水を採取している者に対し、期限を定めて、揚水施設の改善を命じ、又は地下水の採取の量の減少若しくは採取の停止</p>	<p>して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。 (許可の失効)</p> <p>第83条 第75条第1項の許可を受けた者について、前条の届出があったとき又は第73条の規則の改正若しくは第75条第1項の規則の改正により同項の許可を要する者に該当しなくなったときは、当該許可を受けた者に係る同項の許可は、その効力を失う。第78条第3項の届出があった場合の同条第1項の許可についても、同様とする。 (許可の取消し)</p> <p>第84条 知事は、第75条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 詐欺その他不正な手段により、第75条第1項又は第78条第1項の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 第78条第1項の規定に違反して変更をしたとき。</p> <p>(3) 第86条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(4) 当該許可に係る地下水の採取を許可の日から起算して1年以内に開始せず、又は1年以上引き続き休止している場合で、当該採取を開始し、又は再開する見込みがないとき。</p> <p>2 知事は、第78条第1項の許可を受けた者が許可の日から起算してその許可に係る変更に関し1年以内に着手せず、又は当該変更を1年以上中断しているときは、同項の許可を取り消すことができる。 (採取量等の測定等)</p> <p>第85条 指定地域において、第75条第1項の規則で定める揚水施設により地下水を採取している者は、規則で定めるところにより、地下水の採取量及び水位を測定し、及び記録し、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>2 指定地域の周辺の地域で規則で定めるものにおいて、第75条第1項の規則で定める揚水施設により地下水を採取している者は、規則で定めるところにより、地下水の採取量を測定し、及び記録し、その結果を知事に報告しなければならない。 (地盤沈下防止に係る命令)</p> <p>第86条 知事は、地下水の採取による地盤の沈下を防止するため必要があると認めるときは、指定地域内において第75条第1項の規則で定める揚水施設により地下水を採取している者に対し、期限を定めて、揚水施設の改善を命じ、又は地下水の採取の量の減少若しくは採取の停止</p>

改 正	現 行
<p>を命ずることができる。</p> <p>第8章 自動車の使用に伴う環境負荷の低減</p> <p>第1節 自動車の使用に伴う環境負荷の低減</p> <p>(定義)</p> <p>第86条の2 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 特定自動車 軽油を燃料とする自動車として道路運送車両法第58条の規定により有効な自動車検査証の交付を受けた普通自動車又は小型自動車（同法第3条に規定する普通自動車又は小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）をいう。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 貨物の運送の用に供する自動車であって、ウに掲げる自動車以外のもの</p> <p>イ 人の運送の用に供する乗車定員11人以上の自動車であって、ウに掲げる自動車以外のもの</p> <p>ウ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条第6号に規定する自動車</p> <p>(2) 低公害車 排出ガスを排出しない自動車又は排出ガスの排出量が相当程度少ないと認められる自動車その他の環境への負荷の少ない自動車として知事が定めるものをいう。</p> <p>(自動車を使用する者等の責務)</p> <p>第87条 何人も、自動車を使用するときは、輸送効率の向上を図ること、公共の交通機関の利用を図ること等により、自動車の走行量を抑制するように努めるとともに、必要な整備及び適正な運転を行うことにより、自動車からみだりに排出ガスを排出し、又は騒音を発生させないように努めなければならない。</p> <p>2 何人も、自動車を購入し、又は使用しようとするときは、低公害車を購入し、又は使用するように努めなければならない。</p> <p>(自動車を販売する者の責務)</p> <p>第88条 自動車の販売を業とする者は、低公害車の普及に努めなければならない。</p>	<p>を命ずることができる。</p> <p>第8章 自動車の使用に伴う環境負荷の低減</p> <p>第1節 自動車の使用に伴う環境負荷の低減</p> <p>(定義)</p> <p>第86条の2 この章及び第10章から第12章までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自動車 <u>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。</u></p> <p>(2) 特定自動車 軽油を燃料とする自動車として道路運送車両法第58条の規定により有効な自動車検査証の交付を受けた普通自動車又は小型自動車（同法第3条に規定する普通自動車又は小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）をいう。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 貨物の運送の用に供する自動車であって、ウに掲げる自動車以外のもの</p> <p>イ 人の運送の用に供する乗車定員11人以上の自動車であって、ウに掲げる自動車以外のもの</p> <p>ウ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条第6号に規定する自動車</p> <p>(3) 低公害車 排出ガスを排出しない自動車又は排出ガスの排出量が相当程度少ないと認められる自動車その他の環境への負荷の少ない自動車をいう。</p> <p>(4) 特定低公害車 <u>低公害車のうち規則で定めるものをいう。</u></p> <p>(自動車を使用する者等の責務)</p> <p>第87条 何人も、自動車を使用するときは、輸送効率の向上を図ること、公共の交通機関の利用を図ること等により、自動車の走行量を抑制するように努めるとともに、必要な整備及び適正な運転を行うことにより、自動車からみだりに排出ガスを排出し、又は騒音を発生させないように努めなければならない。</p> <p>2 何人も、自動車を購入し、又は使用しようとするときは、低公害車を購入し、又は使用するように努めなければならない。</p> <p>(自動車を販売する者の責務)</p> <p>第88条 自動車の販売を業とする者は、低公害車の普及に努めなければならない。</p>

改 正	現 行
<p>2 自動車の販売を業とする者は、自動車を販売する事業所に、販売する自動車で規則で定めるものに係る排出ガスの情報その他の規則で定める環境に係る項目の情報を記載した書面（次項において「環境仕様書」という。）を備え置かなければならない。</p> <p>3 自動車の販売を業とする者は、前項の規則で定める自動車を購入しようとする者に、当該自動車に係る前項の情報について、環境仕様書を交付して説明しなければならない。</p>	<p>2 自動車の販売を業とする者は、自動車を販売する事業所に、販売する自動車で規則で定めるものに係る排出ガスの情報その他の規則で定める環境に係る項目の情報（以下「環境情報」という。）を記載した書面（以下「環境仕様書」という。）を備え置かなければならない。</p> <p>3 自動車の販売を業とする者は、前項の規則で定める自動車を購入しようとする者に、当該自動車に係る環境情報について、環境仕様書を交付して説明しなければならない。</p>
<p><u>第88条の2 削除</u></p>	<p><u>（自動車販売する者への勧告等）</u> <u>第88条の2 知事は、自動車の販売を業とする者が、正当な理由がなく前条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。</u></p>
<p>（自動車を製造する者の責務） 第88条の3 自動車の製造を業とする者は、低公害車の開発に努めなければならない。 （自動車を整備する者の責務） 第88条の4 自動車の整備を業とする者は、自動車の整備を行うときは、自動車の排出ガスを浄化するために当該自動車に備え付けられた装置を点検し、その結果を当該自動車の整備を依頼した者に対して説明するとともに、当該装置の適正な管理について必要な助言を行うよう努めなければならない。</p>	<p><u>2 知事は、自動車の販売を業とする者に対し、特定低公害車の販売状況について報告を求めることができる。</u> （自動車を製造する者の責務） 第88条の3 自動車の製造を業とする者は、低公害車の開発に努めなければならない。 （自動車を整備する者の責務） 第88条の4 自動車の整備を業とする者は、自動車の整備を行うときは、自動車の排出ガスを浄化するために当該自動車に備え付けられた装置を点検し、その結果を当該自動車の整備を依頼した者に対して説明するとともに、当該装置の適正な管理について必要な助言を行うよう努めなければならない。</p>
<p><u>第2節 削除</u></p> <p>第89条から第93条まで <u>削除</u></p>	<p><u>第2節 特定低公害車の導入義務</u> <u>（特定事業者の義務）</u> <u>第89条 自動車を事業の用に供する者のうち自動車の使用に伴う環境への負荷が大きい者として規則で定める者（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより算定した、事業の用に供する自動車の台数に占める特定低公害車の台数の割合を規則で定める割合以上としなければならない。</u> <u>（特定事業者への勧告）</u> <u>第90条 知事は、特定事業者が、正当な理由がなく前条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。</u></p>
<p>第3節 自動車の駐車時における原動機の停止 （自動車の駐車時の原動機の停止） 第94条 自動車の運転者は、自動車の駐車（自動車が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止（人の乗降のため</p>	<p><u>（特定事業者への勧告）</u> <u>第90条 知事は、特定事業者が、正当な理由がなく前条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。</u> <u>第91条から第93条まで 削除</u> 第3節 自動車の駐車時における原動機の停止 （自動車の駐車時の原動機の停止） 第94条 自動車の運転者は、自動車の駐車（自動車が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止（人の乗降のため</p>

改正	現行
<p>の停止を除く。) をすること、又は自動車が停止し、かつ、当該自動車の運転者がその自動車を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。以下同じ。) をする場合には、当該自動車の原動機を停止しなければならない。ただし、救急用自動車を緊急用務のため使用中の場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。</p>	<p>の停止を除く。) をすること又は自動車が停止し、かつ、当該自動車の運転者がその自動車を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。以下同じ。) をする場合には、当該自動車の原動機を停止しなければならない。ただし、救急用自動車を緊急用務のため使用中の場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。</p>
<p>2 自動車を事業の用に供する者は、当該自動車の運転者によって前項の規定が遵守されるように、前項の規定を周知する等の適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>2 自動車を事業の用に供する者は、当該自動車の運転者によって前項の規定が遵守されるように、前項の規定を周知する等の適切な措置を講じなければならない。</p>
<p>(駐車場等管理者の責務)</p>	<p>(自動車運転者等への勧告)</p>
<p>第95条 自動車の駐車又は保管のための施設を管理する者は、当該施設を利用する者に対し、当該施設内で自動車の駐車をする場合(前条第1項ただし書に該当する場合を除く。以下同じ。)における自動車の原動機の停止を指導するように努めるとともに、当該停止をしないことに伴う周辺環境への被害の防止に努めなければならない。</p>	<p>第94条の2 知事は、<u>自動車の運転者又は自動車を事業の用に供する者が、正当な理由がなく前条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。</u></p> <p>(駐車場等管理者の責務)</p> <p>第95条 自動車の駐車又は保管のための施設を管理する者は、当該施設を利用する者に対し、当該施設内で自動車の駐車をする場合(第94条第1項ただし書に該当する場合を除く。以下同じ。)における自動車の原動機の停止を指導するように努めるとともに、当該停止をしないことに伴う周辺環境への被害の防止に努めなければならない。</p>
<p>2 次に掲げる施設で規則で定める規模以上のものを管理する者は、看板、放送、書面等により、当該施設を利用する者に、自動車の駐車をする場合においては原動機の停止をすべきことを周知させる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 駐車場(駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第1号に規定する路上駐車場及び同条第2号に規定する路外駐車場をいう。)</p> <p>(2) 自動車ターミナル(自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第4項に規定する自動車ターミナルをいう。)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか規則で定める施設</p>	<p>2 次に掲げる施設で規則で定める規模以上のものを管理する者は、看板、放送、書面等により、当該施設を利用する者に、自動車の駐車をする場合においては原動機の停止をすべきことを周知させる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 駐車場(駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第1号に規定する路上駐車場及び同条第2号に規定する路外駐車場をいう。)</p> <p>(2) 自動車ターミナル(自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第4項に規定する自動車ターミナルをいう。)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか規則で定める施設</p>
<p>第96条 削除</p>	<p>(駐車場等管理者への勧告)</p> <p>第96条 知事は、<u>前条第2項の施設を管理する者が同項の周知の措置を行っていないと認められる場合には、当該施設を管理する者に対し、必要な周知の措置を講じるよう勧告することができる。</u></p>
<p>(外部電源設備の設置)</p> <p>第96条の2 冷蔵等の装置を有する貨物自動車の貨物の積卸しをする施設の設置者は、当該貨物自動車が貨物の積卸しのために停車した場合に</p>	<p>(外部電源設備の設置)</p> <p>第96条の2 冷蔵等の装置を有する貨物自動車の貨物の積卸しをする施設の設置者は、当該貨物自動車が貨物の積卸しのために停車した場合に</p>

改 正	現 行
<p>において、当該貨物自動車の原動機を停止した状態で当該貨物自動車の冷蔵等の装置を稼働させるための外部電源設備を設置するよう努めなければならない。</p> <p>第4節 特定自動車の運行制限 (粒子状物質の排出基準)</p> <p>第96条の3 特定自動車から排出される粒子状物質の量の許容限度（以下「排出基準」という。）は、別表第2の左欄に掲げる特定自動車の種別に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる測定方法により測定された同表の右欄に掲げる量とする。</p> <p>2 特定自動車の運転者又は使用者は、排出基準を超える量の粒子状物質を排出する特定自動車を県内において運行し、又は運行させてはならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定自動車を緊急に運行し、又は運行させる必要がある場合はこの限りでない。 (特定自動車から排出される粒子状物質の量)</p> <p>第96条の4 前条の規定を適用する場合における特定自動車から排出される粒子状物質の量は、別表第3の左欄に掲げる特定自動車の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる量を維持しているものとみなす。ただし、当該特定自動車について、別表第2の中欄に掲げる測定方法により測定された値が別にあるときは、この限りでない。 (対策を講じた特定自動車)</p> <p>第96条の5 粒子状物質を減少させる装置の装着その他の知事が指定する対策を講じた特定自動車は、排出基準に適合するものとみなす。 (運行禁止命令)</p> <p>第96条の6 知事は、排出基準に適合しない特定自動車が県内において運行されていると認めるときは、当該特定自動車の運転者又は使用者に対し、当該特定自動車を県内において運行し、又は運行させてはならないことを命ずることができる。 (猶予期間)</p> <p>第96条の7 第96条の3第2項の規定は、特定自動車が道路運送車両法第4条の規定により初めて登録を受けた日から起算して7年間（<u>第86条の2第1号ウ</u>に掲げる特定自動車のうち規則で定めるもの</p> <p>は、当該特定自動車について適用しない。 (荷主等の義務等)</p> <p>第96条の8 反復し、又は継続して貨物又は旅客の運送等を委託する者で、当該委託を受ける者が使用する特定自動車の運行に相当程度関与すると認められるもの（以下「荷主等」という。）は、当該委託を受ける者が第96条の3第</p>	<p>において、当該貨物自動車の原動機を停止した状態で当該貨物自動車の冷蔵等の装置を稼働させるための外部電源設備を設置するよう努めなければならない。</p> <p>第4節 特定自動車の運行制限 (粒子状物質の排出基準)</p> <p>第96条の3 特定自動車から排出される粒子状物質の量の許容限度（以下「排出基準」という。）は、別表第2の左欄に掲げる特定自動車の種別に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる測定方法により測定された同表の右欄に掲げる量とする。</p> <p>2 特定自動車の運転者又は使用者は、排出基準を超える量の粒子状物質を排出する特定自動車を県内において運行し、又は運行させてはならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定自動車を緊急に運行し、又は運行させる必要がある場合はこの限りでない。 (特定自動車から排出される粒子状物質の量)</p> <p>第96条の4 前条の規定を適用する場合における特定自動車から排出される粒子状物質の量は、別表第3の左欄に掲げる特定自動車の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる量を維持しているものとみなす。ただし、当該特定自動車について、別表第2の中欄に掲げる測定方法により測定された値が別にあるときは、この限りでない。 (対策を講じた特定自動車)</p> <p>第96条の5 粒子状物質を減少させる装置の装着その他の知事が指定する対策を講じた特定自動車は、排出基準に適合するものとみなす。 (運行禁止命令)</p> <p>第96条の6 知事は、排出基準に適合しない特定自動車が県内において運行されていると認めるときは、当該特定自動車の運転者又は使用者に対し、当該特定自動車を県内において運行し、又は運行させてはならないことを命ずることができる。 (猶予期間)</p> <p>第96条の7 第96条の3第2項の規定は、特定自動車が道路運送車両法第4条の規定により初めて登録を受けた日から起算して7年間（<u>第86条の2第2号ウ</u>に掲げる特定自動車のうち規則で定めるもの</p> <p>は、当該特定自動車について適用しない。 (荷主等の義務等)</p> <p>第96条の8 反復し、又は継続して貨物又は旅客の運送等を委託する者で、当該委託を受ける者が使用する特定自動車の運行に相当程度関与すると認められるもの（以下「荷主等」という。）は、当該委託を受ける者が第96条の3第</p>

改 正	現 行
<p>2項の規定を遵守するよう、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>第5節 自動車の燃料に関する規制 (粒子状物質の量を増大させる燃料の使用禁止等)</p> <p>第96条の9 自動車の運転者又は使用者は、自動車から排出される粒子状物質の量を増大させる燃料として別表第4に掲げるものを県内において自動車の燃料に使用してはならない。</p> <p>2 自動車に使用される燃料を販売する者は、前項に規定する燃料を県内において自動車の燃料として販売してはならない。</p> <p>3 知事は、前2項の規定に違反して第1項に規定する燃料を使用し、又は販売している者に対し、当該燃料の使用又は販売の禁止を命ずることができる。</p> <p>第9章 環境情報の提供及び周辺の地域の環境への配慮の促進</p> <p>第1節 環境情報の提供 (事業者の責務)</p> <p>第97条 事業者は、次条の指針に従い、事業活動を行うに当たり、事業内容、事業所の形態等に応じ、環境への負荷を低減することその他の環境の保全に関する活動及び環境への負荷を生じさせ、又はそのおそれを生じさせる事業活動の状況に関する情報（以下「環境情報」という。）の提供を行うよう努めるとともに、当該提供を通じて、事業活動の状況に関する県民の理解を深めるよう努めなければならない。 (環境情報の提供に関する指針)</p> <p>第98条 知事は、事業者による環境情報の提供を促進するため、環境情報の提供に関する指針を定め、これを公表しなければならない。 (周辺環境配慮計画書の提出)</p> <p>第99条 周辺の地域の環境への配慮が特に必要と認められる事業で規則で定めるものを行おうとする者（以下「周辺環境配慮事業者」という。）は、当該事業を行うに当たり、あらかじめ、事業の内容及び規模、使用する施設の種類の等に応じ、事業所の周辺の地域の住民等（以下「近隣住民等」という。）に環境情報を提供しなければならない。</p> <p>2 周辺環境配慮事業者は、前項の規定による提供をする14日前までに、次に掲げる事項を記載した周辺環境配慮計画書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>2項の規定を遵守するよう、適切な措置を講じなければならない。</p> <p><u>2 知事は、荷主等が正当な理由がなく前項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。</u></p> <p>第5節 自動車の燃料に関する規制 (粒子状物質の量を増大させる燃料の使用禁止等)</p> <p>第96条の9 自動車の運転者又は使用者は、自動車から排出される粒子状物質の量を増大させる燃料として別表第4に掲げるものを県内において自動車の燃料に使用してはならない。</p> <p>2 自動車に使用される燃料を販売する者は、前項に規定する燃料を県内において自動車の燃料として販売してはならない。</p> <p>3 知事は、前2項の規定に違反して第1項に規定する燃料を使用し、又は販売している者に対し、当該燃料の使用又は販売の禁止を命ずることができる。</p> <p>第9章 削除</p> <p>第97条から第101条まで 削除</p>

改 正	現 行
<p>(1) <u>氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(2) <u>事業所の名称及び所在地</u></p> <p>(3) <u>事業所の業種</u></p> <p>(4) <u>事業所の位置及び周辺の状況</u></p> <p>(5) <u>前項の規則で定める事業の内容及び当該事業を実施する期間</u></p> <p>(6) <u>前項の規則で定める事業に係る工事に着手する日</u></p> <p>(7) <u>環境情報を提供する近隣住民等及び提供の方法の概要</u></p> <p>(8) <u>第38条及び第40条の指針に基づき自ら周辺の地域の環境に配慮した事項</u></p> <p>(9) <u>第48条の指針に基づき環境に係る組織体制の整備を実施した事項</u></p> <p>3 <u>周辺環境配慮事業者は、当該事業所における事業の実施に伴う周辺の地域の生活環境に及ぼす影響（規則で定めるものに限る。）について、第101条の3の指針に基づき調査を行い、その結果を記載した書類を前項の周辺環境配慮計画書に添付しなければならない。ただし、当該事業に関して環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第1項に規定する環境影響評価又は神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号）第7条第1項に規定する調査を行った場合は、本文の調査をすることを要しない。</u></p> <p>4 <u>知事は、第2項の規定による周辺環境配慮計画書の提出があったときは、第38条、第40条、第48条、前条及び第101条の3の指針を勘案し、当該周辺環境配慮計画書を提出した周辺環境配慮事業者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。</u></p> <p><u>(周辺環境配慮報告書の提出)</u></p> <p>第100条 <u>周辺環境配慮事業者は、前条第1項の規定による提供をしたときは、規則で定める日までに、次に掲げる事項を記載した周辺環境配慮報告書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(2) <u>事業所の名称及び所在地</u></p> <p>(3) <u>提供した環境情報の内容</u></p> <p>(4) <u>環境情報を提供した近隣住民等及び提供の方法の概要</u></p> <p><u>(変更等の届出)</u></p> <p>第101条 <u>前条の周辺環境配慮報告書を提出した周辺環境配慮事業者は、当該事業に係る第99条第2項第1号から第5号まで及び第8号に掲げる事項を変更したとき（周辺の地域の環境への負荷を低減することとなる変更その他の規則で定める変更を除く。）又は当該事業を廃止した</u></p>	

改 正	現 行
<p><u>ときは、当該変更又は廃止の日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 第99条第4項の規定は、前項の規定による届出（同条第2項第8号に掲げる事項の変更に限る。）があった場合について準用する。</u></p> <p><u>3 第3条第1項の許可を受けた者は、第1項の規定にかかわらず、第99条第2項第1号から第5号までに掲げる事項を変更したときは、第1項の規定により届け出を要しない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2節 周辺の地域の環境への配慮の促進</u></p> <p><u>（周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の把握）</u></p> <p><u>第101条の2 事業者は、次条の指針に従い、事業活動を行うに当たり、環境への負荷を継続的に低減するため、周辺の地域の生活環境に及ぼす影響を把握し、周辺の地域の環境に配慮するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>（周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の把握に関する指針）</u></p> <p><u>第101条の3 知事は、事業者が実施する周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の把握を支援するため、周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の把握に関する指針を定め、これを公表しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第10章 日常生活における環境保全の責務</p> <p style="text-align: center;">第1節 日常生活に伴う騒音公害等の防止</p> <p>（日常生活に伴う騒音公害等の防止）</p> <p>第102条 何人も、屋外に設置する機器、音響機器又は自動車の使用その他日常生活に伴って発生する騒音又は振動による公害を生ずることのないように自ら配慮するとともに、相互に協力して地域の快適な生活環境の保全に努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2節 日常生活等に伴う水質汚濁の防止</p> <p>（日常生活等に伴う水質汚濁の防止）</p> <p>第103条 何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の適正な処理、洗剤の適正な使用等に心がけることにより、日常生活に伴う水質の汚濁の防止に努めなければならない。</p> <p>2 何人も、河川区域、湖辺、海岸等において調理、野営等の活動を行うときは、調理に使用した油の回収等に心がけることにより、公共用水域に油、洗剤等を含む排水を排出することによる水質の汚濁の防止に努めなければならない。</p> <p>（生活排水処理に係る県の責務）</p> <p>第104条 県は、市町村と連携して、生活排水</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p> <p style="text-align: center;">第10章 日常生活における環境保全の責務</p> <p style="text-align: center;">第1節 日常生活に伴う騒音公害等の防止</p> <p>（日常生活に伴う騒音公害等の防止）</p> <p>第102条 何人も、屋外に設置する機器、音響機器又は自動車の使用その他日常生活に伴って発生する騒音又は振動による公害を生ずることのないように自ら配慮するとともに、相互に協力して地域の快適な生活環境の保全に努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2節 日常生活等に伴う水質汚濁の防止</p> <p>（日常生活等に伴う水質汚濁の防止）</p> <p>第103条 何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の適正な処理、洗剤の適正な使用等に心がけることにより、日常生活に伴う水質の汚濁の防止に努めなければならない。</p> <p>2 何人も、河川区域、湖辺、海岸等において調理、野営等の活動を行うときは、調理に使用した油の回収等に心がけることにより、公共用水域に油、洗剤等を含む排水を排出することによる水質の汚濁の防止に努めなければならない。</p> <p>（生活排水処理に係る県の責務）</p> <p>第104条 県は、市町村と連携して、生活排水</p>

改正	現行
<p>(水質汚濁防止法第2条第8項に規定する生活排水をいう。以下同じ。)の処理に関する基本方針を定めるとともに、生活排水対策に係る施策を実施しなければならない。</p> <p>(合併処理浄化槽等の設置等)</p> <p>第105条 生活排水を排出する者は、下水道が整備されており、又は整備されることとなる地域以外の地域においては、合併処理浄化槽(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。)の設置又は集合処理施設(農業集落排水施設その他の複数の家庭から排出される生活排水を集合処理する施設をいう。)への接続を行うことにより、生活排水の適正な処理に努めなければならない。</p>	<p>(水質汚濁防止法第2条第8項に規定する生活排水をいう。以下同じ。)の処理に関する基本方針を定めるとともに、生活排水対策に係る施策を実施しなければならない。</p> <p>(合併処理浄化槽等の設置等)</p> <p>第105条 生活排水を排出する者は、下水道が整備されており、又は整備されることとなる地域以外の地域においては、合併処理浄化槽(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。)の設置又は集合処理施設(農業集落排水施設その他の複数の家庭から排出される生活排水を集合処理する施設をいう。)への接続を行うことにより、生活排水の適正な処理に努めなければならない。</p>
<p>第11章 製造事業者等の責務等 (製造事業者等の責務等)</p>	<p>第11章 製造事業者等の責務等 (製造事業者等の責務等)</p>
<p>第106条 施設又は機器で騒音その他の公害を生ずるおそれがあるものとして規則で定める施設又は機器を製造し、又は販売する事業者は、当該施設又は機器の見やすい箇所に当該施設又は機器から発生する音の大きさその他の公害の発生に係る事項を表示し、併せて当該施設又は機器に公害の防止上必要な使用上の注意書を添付して使用者に注意を促す等の措置を行うことにより当該施設又は機器の使用上発生する公害の防止に努めなければならない。</p> <p>2 建築物の設計又は建築物に係る施設若しくは機器の設置の工事の委託を受けて設計又は工事をする事業者は、委託者に対し、騒音その他の公害を生ずるおそれがある施設又は機器について、適切な取付け位置の選択、必要な防音工事の施工等について公害の防止上必要な助言をするものとする。</p>	<p>第106条 施設又は機器で騒音その他の公害を生ずるおそれがあるものとして規則で定める施設又は機器を製造し、又は販売する事業者は、当該施設又は機器の見やすい箇所に当該施設又は機器から発生する音の大きさその他の公害の発生に係る事項を表示し、併せて当該施設又は機器に公害の防止上必要な使用上の注意書を添付して使用者に注意を促す等の措置を行うことにより当該施設又は機器の使用上発生する公害の防止に努めなければならない。</p> <p>2 建築物の設計又は建築物に係る施設若しくは機器の設置の工事の委託を受けて設計又は工事をする事業者は、委託者に対し、騒音その他の公害を生ずるおそれがある施設又は機器について、適切な取付け位置の選択、必要な防音工事の施工等について公害の防止上必要な助言をするものとする。</p>
<p>(下請企業等に対する援助)</p>	<p>(下請企業等に対する援助)</p>
<p>第107条 他の事業者に物の製造、加工又は修理を委託する事業者は、その委託された業務を行う事業者の事業所における環境保全上の支障の防止が適正かつ的確に行われるように、環境保全上の支障を防止するために必要な指導又は援助に努めなければならない。</p>	<p>第107条 他の事業者に物の製造、加工又は修理を委託する事業者(以下「親事業者」という。)は、その委託された業務を行う事業者(以下「下請事業者」という。)の事業所における環境保全上の支障の防止が適正かつ的確に行われるように、環境保全上の支障を防止するために必要な指導又は援助に努めなければならない。</p>
<p>2 貨物自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業、同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業又は同条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業を営む者をいう。以下この項において同じ。)に反復し、又は継続して運送を委託する事業者は、その委託された業務を行う貨物自動車運送事業者の自動</p>	<p>2 貨物自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業、同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業又は同条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業を営む者をいう。以下同じ。)に反復し、又は継続して運送を委託する事業者(以下「運送委託者」という。)は、その委託された業務を行う貨物自動</p>

改 正	現 行
<p>車の運行に伴う環境保全上の支障の防止が適正かつ的確に行われるように、環境保全上の支障を防止するために必要な援助又は協力に努めなければならない。</p> <p>第12章 環境保全に係る知事の措置等 第1節 報告の徴収等 (報告の徴収) 第108条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は関係人に対し、報告を求めることができる。 (協力の要請) 第109条 知事は、公害の防止上必要があると認めるときは、国の関係機関の長、関係地方公共団体その他の諸団体の長、事業者又は関係人に対し、必要な措置をとるよう協力を要請するものとする。 (情報提供の要請) 第110条 知事は、事業者又は県民の環境の保全に関する取組に資するため、事業者又は関係人に対し、環境の保全に関する情報で事業者又は関係人が保有するものを、知事に提出するよう要請することができる。 (違反者等への勧告) 第110条の2 知事は、第6条、第21条、第22条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)、第33条の2、第42条第1項若しくは第2項、第42条の3第1項、第52条、第58条の3、第59条第1項若しくは同条第2項若しくは第3項(第63条の2第2項において準用する場合を含む。)、第60条第1項、第2項若しくは第4項から第6項まで、第60条の2、第62条若しくは第62条の2(第63条の3において準用する場合を含む。))又は第63条の2第1項、第77条、第78条第2項若しくは第3項、第85条第2項、第88条第2項若しくは第3項、第94条、第95条第2項、第96条の8、第99条第1項から第3項まで、第100条若しくは第101条の規定(次条において「第6条等の規定」という。))に違反している者又はそのおそれがある者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。 2 知事は、第107条に規定する責務を果たしていない者又はそのおそれがある者に対し同条の規定による指導、援助若しくは協力を行うべきことを、第113条の5第2項に規定する責務を</p>	<p>車運送事業者(以下「運送受託者」という。)の自動車の運行に伴う環境保全上の支障の防止が適正かつ的確に行われるように、環境保全上の支障を防止するために必要な援助又は協力に努めなければならない。</p> <p>3 知事は、必要があると認めるときは、親事業者又は運送委託者に対し、下請事業者又は運送受託者に対する前2項の指導、援助又は協力を行うことを勧告することができる。</p> <p>第12章 環境保全に係る知事の措置等 第1節 報告の徴収等 (報告の徴収) 第108条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は関係人に対し、報告を求めることができる。 (協力の要請) 第109条 知事は、公害の防止上必要があると認めるときは、国の関係機関の長、関係地方公共団体その他の諸団体の長、事業者又は関係人に対し、必要な措置をとるよう協力を要請するものとする。 (情報提供の要請) 第110条 知事は、事業者又は県民の環境の保全に関する取組に資するため、事業者又は関係人に対し、環境の保全に関する情報で事業者又は関係人が保有するものを、知事に提出するよう要請することができる。</p>

改 正	現 行
<p><u>果たしていない者又はそのおそれがある者に対し同項の規定による報告をすべきことを勧告することができる。</u></p> <p>(違反者の公表)</p> <p><u>第110条の3 知事は、前条第1項の規定による勧告を受けた者(第6条等の規定に違反するおそれがある者として同項の規定による勧告を受けた者を除く。)</u>又は<u>第113条の6第5項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者の氏名、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができる。第6条等の規定に違反するおそれがある者として前条第1項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に係る第6条等の規定に違反したときも、同様とする。</u></p> <p>2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第111条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に事業所、自動車が存在すると認める場所その他の場所に立ち入り、施設、自動車、自動車検査証、帳簿書類その他の物件を検査させ、分析のために必要な最小限の分量に限り、自動車に使用され、若しくは使用するために販売されている燃料を無償で収去させ、又は関係人に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>4 事業所において発生する排煙を大気中に排出する事業者又は排水を排出する事業者は、排煙量等又は排水の汚染状態を測定するための試料を採取するために必要な設備を設ける等により第1項の立入検査に協力しなければならない。</p> <p>第2節 緊急時等の措置 (緊急事態が予想される場合等の措置)</p> <p>第112条 知事は、大気汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある事態の発生が予想される場合には、その事態を一般に周知させるとともに、排煙を排出する者に対し、大気汚染を減少させるために必要な措置をとるべきことを求めることができる。</p> <p>2 知事は、公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、飲料水としての水質その他人の健康又は生活環境に重大な影響が生ずるおそれがあると認めるときは、当該公共用水域に排水を排出する</p>	<p>(違反者の公表)</p> <p>第110条の2 知事は、<u>第59条の2(第63条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>、<u>第61条第2項(第63条の3において準用する場合を含む。)</u>、<u>第88条の2第1項、第90条、第96条の8第2項又は第113条の5第5項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者の氏名、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができる。</u></p> <p>2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第111条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に事業所、自動車が存在すると認める場所その他の場所に立ち入り、施設、自動車、自動車検査証、帳簿書類その他の物件を検査させ、分析のために必要な最小限の分量に限り、自動車に使用され、若しくは使用するために販売されている燃料を無償で収去させ、又は関係人に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>4 事業所において発生する排煙を大気中に排出する事業者又は排水を排出する事業者は、排煙量等又は排水の汚染状態を測定するための試料を採取するために必要な設備を設ける等により第1項の立入検査に協力しなければならない。</p> <p>第2節 緊急時等の措置 (緊急事態が予想される場合等の措置)</p> <p>第112条 知事は、大気汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある事態の発生が予想される場合には、その事態を一般に周知させるとともに、排煙を排出する者に対し、大気汚染を減少させるために必要な措置をとるべきことを求めることができる。</p> <p>2 知事は、公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、飲料水としての水質その他人の健康又は生活環境に重大な影響が生ずるおそれがあると認めるときは、当該公共用水域に排水を排出する</p>

改正	現行
<p>事業者に対し、期間を定めて、排水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該事業所の事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>第3節 環境汚染発生時等の措置 (事故時等の措置)</p> <p>第113条 事業者は、事業所において生じた事故又は自動車の事故に伴い、大気汚染、悪臭又は水質汚濁の原因となる物質で規則で定めるものが放出し、又は発生することによって、公害が生じ、又はそのおそれが生じたときは、直ちに、その旨を知事が指定する機関及び関係市町村長（次項において「通報受理機関」という。）に通報するとともに、当該物質の放出、発生又は拡散を防止するための応急の措置をとらなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、同項の事態を発生させた事業者は、速やかに、当該事故の状況及びとった措置の概要を通報受理機関に報告しなければならない。</p> <p>第113条の2 知事は、前条第1項の事態を発生させた事業者が同項の応急の措置をとっていないとき又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、同項の応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による命令を受けた事業者は、当該命令による措置をとったときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。 (環境汚染を確認した場合の知事の措置)</p> <p>第113条の3 知事は、規則で定める物質により規則で定める基準値を超えるおそれがあり、かつ、人の健康を損ない又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすことにより環境の保全上の支障が生じるおそれがあると認める汚染（以下この節において「環境汚染」という。）を確認した場合は、速やかに環境汚染の原因の調査を行うとともに、当該環境汚染に係る土地の所有者又は管理者その他環境汚染の原因者に対し、当該環境汚染の拡大、増大又は継続の防止のために必要な指導をするものとする。 (知事の調査への協力)</p> <p>第113条の4 知事は、環境汚染があると認める場合には、その原因を調査するために必要な最少限度の規模に限り、他人の所有し、又は管理する土地において、大気、水質、土壌等の調査</p>	<p>事業者に対し、期間を定めて、排水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該事業所の事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>第3節 環境汚染発生時等の措置 (事故時等の措置)</p> <p>第113条 事業者は、事業所の施設、容器等の破損等の事故又は自動車の事故に伴い、大気汚染、悪臭又は水質汚濁の原因となる物質で規則で定めるものが放出し、又は発生することによって、公害が生じ、又はそのおそれが生じたときは、直ちに、その旨を知事が指定する機関に通報するとともに、当該物質の放出、発生又は拡散を防止するための応急の措置をとらなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の事態を発生させた事業者が同項の応急の措置をとっていないとき又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、同項の応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>3 前項の規定による命令を受けた事業者は、当該命令による措置をとったときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。</p> <p>(環境汚染を確認した場合の知事の措置)</p> <p>第113条の2 知事は、規則で定める物質により規則で定める基準値を超えるおそれがあり、かつ、人の健康を損ない又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすことにより環境の保全上の支障が生じるおそれがあると認める汚染（以下この節において「環境汚染」という。）を確認した場合は、速やかに環境汚染の原因の調査を行うとともに、当該環境汚染に係る土地の所有者又は管理者その他環境汚染の原因者に対し、当該環境汚染の拡大、増大又は継続の防止のために必要な指導をするものとする。 (知事の調査への協力)</p> <p>第113条の3 知事は、環境汚染があると認める場合には、その原因を調査するために必要な最少限度の規模に限り、他人の所有し、又は管理する土地において、大気、水質、土壌等の調査</p>

改 正	現 行
<p>を行うことについて、当該土地の所有者又は管理者に対し協力を求めることができる。 (土地の所有者等による調査)</p>	<p>を行うことについて、当該土地の所有者又は管理者に対し協力を求めることができる。 (土地の所有者等による調査)</p>
<p><u>第113条の5</u> 知事は、環境汚染の原因の調査に必要な限度において、周囲の土地利用等の状況及び地下水の汚染状況等を勘案し、環境汚染の原因である可能性があると思われる土地の所有者又は管理者その他規則で定める者に対し、当該環境汚染の原因である可能性があると思われる土地又は施設に関して、当該環境汚染の原因物質の調査その他の環境汚染の状況を確認するための調査を実施するよう指導することができる。</p>	<p><u>第113条の4</u> 知事は、環境汚染の原因の調査に必要な限度において、周囲の土地利用等の状況及び地下水の汚染状況等を勘案し、環境汚染の原因である可能性があると思われる土地の所有者又は管理者その他規則で定める者に対し、当該環境汚染の原因である可能性があると思われる土地又は施設に関して、当該環境汚染の原因物質の調査その他の環境汚染の状況を確認するための調査を実施するよう指導することができる。</p>
<p>2 前項の指導を受けた者は、速やかに調査を実施し、その結果を知事に報告するよう努めるものとする。 (環境汚染の改善に係る指導等)</p>	<p>2 前項の指導を受けた者は、速やかに調査を実施し、その結果を知事に報告するよう努めるものとする。 (環境汚染の改善に係る指導等)</p>
<p><u>第113条の6</u> 環境汚染の原因であることが認められた土地（以下「環境汚染原因地」という。）において事業を行っている者（当該環境汚染原因地において事業を行っている者が当該環境汚染の原因者でないと認められる場合にあつては、規則で定める者。以下この条において「環境汚染原因者」という。）は、環境汚染を改善するための計画（以下「環境汚染対策計画」という。）を作成し、知事に報告しなければならない。</p>	<p><u>第113条の5</u> 環境汚染の原因であることが認められた土地（以下「環境汚染原因地」という。）において事業を行っている者（当該環境汚染原因地において事業を行っている者が当該環境汚染の原因者でないと認められる場合にあつては、規則で定める者。以下この条において「環境汚染原因者」という。）は、環境汚染を改善するための計画（以下「環境汚染対策計画」という。）を作成し、知事に報告しなければならない。</p>
<p>2 前項の規定による環境汚染対策計画を作成した者は、環境汚染対策計画を誠実に実施し、環境汚染対策計画が完了したときは、その結果を知事に報告しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定による環境汚染対策計画を作成した者は、環境汚染対策計画を誠実に実施し、環境汚染対策計画が完了したときは、その結果を知事に報告しなければならない。</p>
<p>3 知事は、環境汚染対策計画の作成及び実施について、必要な指導及び助言を行うものとする。</p>	<p>3 知事は、環境汚染対策計画の作成及び実施について、必要な指導及び助言を行うものとする。</p>
<p>4 知事は、環境保全上重大な支障が生じるおそれがあるものとして規則で定める場合であつて、環境汚染原因者を確知できないとき又は環境汚染原因者の所在を確知できないときは、前3項の規定にかかわらず、当該環境汚染原因地の所有者又は管理者に対し、環境汚染対策計画を作成し、当該環境汚染対策計画を誠実に実施するよう指導及び助言を行うものとする。</p>	<p>4 知事は、環境保全上重大な支障が生じるおそれがあるものとして規則で定める場合であつて、環境汚染原因者を確知できないとき又は環境汚染原因者の所在を確知できないときは、前3項の規定にかかわらず、当該環境汚染原因地の所有者又は管理者に対し、環境汚染対策計画を作成し、当該環境汚染対策計画を誠実に実施するよう指導及び助言を行うものとする。</p>
<p>5 知事は、第1項に規定する者が環境汚染対策計画を作成していないと認める場合又は環境汚染対策計画を誠実に実施していないと認める場合には、当該環境汚染に係る環境の保全上の支障等を勘案し、期限を定めて、環境汚染対策計画の作成又は環境汚染対策計画の誠実な実施を勧告することができる。 (地下水の水質の浄化に係る命令等)</p>	<p>5 知事は、第1項に規定する者が環境汚染対策計画を作成していないと認める場合又は環境汚染対策計画を誠実に実施していないと認める場合には、当該環境汚染に係る環境の保全上の支障等を勘案し、期限を定めて、環境汚染対策計画の作成又は環境汚染対策計画の誠実な実施を勧告することができる。 (地下水の水質の浄化に係る命令等)</p>
<p><u>第113条の7</u> 知事は、環境汚染が地下浸透禁止</p>	<p><u>第113条の6</u> 知事は、環境汚染が特定有害物質</p>

改正	現行
<p>物質による地下水の水質の汚濁であって、前条第5項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合において、当該勧告に係る環境汚染原因地から<u>地下浸透禁止物質</u>に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該勧告を受けた者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による命令を受けた者が地下水の汚濁の原因であることが認められた土地（以下この項において「地下水汚濁原因地」という。）を管理する者と異なる場合においては、当該地下水汚濁原因地の管理者は、<u>前項</u>の規定による命令があったときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。</p> <p>第4節 事業所の移転 (移転の勧告)</p> <p>第114条 知事は、住居系地域に立地している物の製造、加工、修理又は消毒を行う事業所から生ずる公害により当該事業所の周辺の生活環境が著しく損なわれ、かつ、他の方法によっては公害を防止することができないと認めるときは、当該事業所の移転について、当該事業所を設置している者その他の関係人に助言及び勧告を行うことができる。</p> <p>(資金の援助)</p> <p>第115条 知事は、中小企業の事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に規定する中小企業者をいう。）に対し、前条の規定による勧告をしたときは、予算の範囲内において、当該事業所の移転に必要な資金の一部を援助することができる。</p> <p>第13章 雑則 (市町村との関係)</p> <p>第116条 この条例の規定は、市町村が地域の自然的社会的条件に応じて、環境保全上の支障を防止するため、この条例で定める事項以外の事項に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。</p> <p>2 市町村が環境保全上の支障を防止するために制定する条例の内容が、この条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、当該市町村の条例に規定する事項に該当するものとして知事が指定する章又は節の規定は、当該市町村の区域には、適用しない。</p> <p>3 前項の知事の認定及び指定は、神奈川県公報</p>	<p>による地下水の水質の汚濁であって、前条第5項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合において、当該勧告に係る環境汚染原因地から<u>特定有害物質</u>に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該勧告を受けた者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による命令を受けた者が地下水の汚濁の原因であることが認められた土地（以下この条において「地下水汚濁原因地」という。）を管理する者と異なる場合においては、当該地下水汚濁原因地の管理者は、<u>同項</u>の規定による命令があったときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。</p> <p>第4節 事業所の移転 (移転の勧告)</p> <p>第114条 知事は、住居系地域に立地している物の製造、加工、修理又は消毒を行う事業所から生ずる公害により当該事業所の周辺の生活環境が著しく損なわれ、かつ、他の方法によっては公害を防止することができないと認めるときは、当該事業所の移転について、当該事業所を設置している者その他の関係人に助言及び勧告を行うことができる。</p> <p>(資金の援助)</p> <p>第115条 知事は、中小企業の事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に規定する中小企業者をいう。）に対し、前条の規定による勧告をしたときは、予算の範囲内において、当該事業所の移転に必要な資金の一部を援助することができる。</p> <p>第13章 雑則 (市町村との関係)</p> <p>第116条 この条例の規定は、市町村が地域の自然的社会的条件に応じて、環境保全上の支障を防止するため、この条例で定める事項以外の事項に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。</p> <p>2 市町村が環境保全上の支障を防止するために制定する条例の内容が、この条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、当該市町村の条例に規定する事項に該当するものとして知事が指定する章又は節の規定は、当該市町村の区域には、適用しない。</p> <p>3 前項の知事の認定及び指定は、神奈川県公報</p>

改 正	現 行
<p>により行う。 (環境審議会への諮問) 第117条 知事は、指定事業所の指定、規制基準の設定その他この条例の施行に関し基本的な事項を定めようとするときは、神奈川県環境審議会の意見を聴かなければならない。 (委任) 第118条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第14章 罰則</p> <p>第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第3条第1項の規定に違反して指定事業所を設置した者</p> <p>(2) 第26条第2項、第30条第1項、第33条第2項又は第53条第1項の規定に違反して禁止された行為を行った者</p> <p>(3) 第29条第3項、第34条、第35条、第49条第3項又は第86条の規定による命令に違反した者</p> <p>第120条 第54条第2項、第55条第2項、第56条第3項、第56条の5第3項又は第113条の7第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第121条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第8条第1項の規定に違反して第3条第2項第4号、第6号から第17号まで又は第19号に掲げる事項を変更した者</p> <p>(2) 第36条において準用する第35条第1項、第50条第2項、第112条第2項又は第113条の2第1項の規定による命令に違反した者</p> <p>第121条の2 第96条の6又は第96条の9第3項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第122条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第56条の2第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第29条第4項又は第53条第5項の規定による命令に違反した者</p> <p>(3) 第75条第1項の規定に違反して揚水施設を設置し地下水を採取した者又は第78条第1項の規定に違反して同項に規定する変更をした者</p>	<p>により行う。 (環境審議会への諮問) 第117条 知事は、指定事業所の指定、規制基準の設定その他この条例の施行に関し基本的な事項を定めようとするときは、神奈川県環境審議会の意見を聴かなければならない。 (委任) 第118条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第14章 罰則</p> <p>第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第3条第1項の規定に違反して指定事業所を設置した者</p> <p>(2) 第26条第2項、第30条第1項、第33条第2項又は第53条第1項の規定に違反して禁止された行為を行った者</p> <p>(3) 第29条第3項、第34条、第35条、第49条第3項又は第86条の規定による命令に違反した者</p> <p>第120条 第54条第2項、第55条第2項、第56条第3項、第56条の5第3項又は第113条の6第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第121条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第8条第1項の規定に違反して同項に規定する第3条第2項第4号及び第6号から第14号までに係る変更のうち、規則で定める変更をした者</p> <p>(2) 第9条第2項、第36条において準用する第35条第1項、第50条第2項、第112条第2項又は第113条第2項の規定による命令に違反した者</p> <p>第121条の2 第96条の6又は第96条の9第3項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第122条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第9条第1項、第51条第1項又は第56条の2第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第29条第4項又は第53条第5項の規定による命令に違反した者</p> <p>(3) 第75条第1項の規定に違反して揚水施設を設置し地下水を採取した者又は第78条第1項の規定に違反して同項に規定する変更をした者</p>

改 正	現 行
<p>(4) 第108条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(5) 第111条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>第123条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第7条、第8条第2項若しくは第3項、第10条、第11条第3項、第12条、第56条の2第3項若しくは第4項、第56条の4第2項、第79条、第80条第3項、第81条第1項又は第82条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第27条又は第31条の規定による記録をせず、若しくは保存せず、又は虚偽の記録をした者</p> <p>(3) 第85条第1項の規定による記録をせず、報告をせず、虚偽の記録をし、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(4) <u>第113条の2第2項</u>の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p>	<p>(4) 第108条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(5) 第111条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>第123条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第7条、第8条第2項若しくは第3項、第10条、第11条第3項、第12条、<u>第51条第3項</u>、第56条の2第3項若しくは第4項、第56条の4第2項、第79条、第80条第3項、第81条第1項又は第82条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第27条又は第31条の規定による記録をせず、若しくは保存せず、又は虚偽の記録をした者</p> <p>(3) 第85条第1項の規定による記録をせず、報告をせず、虚偽の記録をし、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(4) <u>第113条第3項</u>の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p>
<p>第124条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第119条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p>	<p>第124条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第119条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～24 略</p>	<p>1～24 略</p>
<p><u>(検討)</u></p>	<p><u>(検討)</u></p>
<p>25 <u>知事は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（平成23年神奈川県条例第 号）の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>25 <u>知事は、平成22年3月31日までに、この条例の施行の状況について検討を加えるものとする。この場合において、知事は、当該検討の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>
<p>別表第1（第2条、第3条関係）</p>	<p>別表第1（第2条、第3条関係）</p>
<p>1～51 略</p>	<p>1～51 略</p>
<p>51の2 <u>汚染土壌の処理の作業</u></p>	
<p>52～69 略</p>	<p>52～69 略</p>